

# 源空門下における念佛義の展開

—特に其の縁由について—

細

川

行

信

## 目 次

序 説	.....	(三五)
第一章 専修念佛に対する批判	.....	(三八)
第二章 弾壓下における門下の胎動	.....	(三九)
小 結	.....	(三九)

## 序　　説

淨土宗の開祖である法然房源空の唱導する専修念佛は、時代性（時）と人間性（機）とについての深い反省にもとづいてうち立てられたと言う事ができるが、その滅後、諸派の分立をみるに至つた事實から考えて、その門下分流の必然性が奈邊にあるかに關しては種々諸説のあるところである。今、これについて先學の研究中よりその所説の要點をひろつてみよう。

(1) 安井廣度著『法然聖人門下の教學』 法然聖人は聖道の諸宗に對して淨土宗の地位を鮮明にし、又、念佛の興行には非常に力を盡されたけれど、猶、開宗の當初であつたがために、多く「行々相對」の教化をして、念佛の行と、その行を規定する所の内面的な信との關係を詳にする暇がなく、又、當時廣く行はれてゐた所の諸行往生に對しても今一つ判然たる解決を與へられなかつたのであつて、さうした點から聖人の滅後、諸派の分立を見るに至つたのである。(一三二頁)

(2) 石田充之著『日本淨土教の研究』 然し、その主張が直截簡明で創唱後間もなく、極めて革新的であり、生命的であつただけ、それ自體的にも多くの課題を孕むかの如き觀を呈し、從來の一般佛教的立場の傾向全體からは極端に論難を受けざるを得なかつたのであつて、かような環境の中に育つた法然門下全體は、法然の簡明な教示を承けそれを基礎に、それ自體的に内的にその淨土教の完成擴充を計ると共に、外的にもかかる論難に耐え得る淨土教學の強化確立を計るべく必然的に要求せられていたことをも察知せしめられるのである。(一四三頁)

以上、安井・石田兩氏によれば、源空の主張が鮮明・直截であり、かつ開宗・創唱後間もないために今少し徹底され得なかつた事において共通した見方がなされている。ただ具體的には、安井氏は諸行往生に對する判然たる解決のなかつた事を擧げられるのに對し、石田氏は更に詳しく淨土門自體の完成擴充と聖道門よりの論難という内・外の兩

面より問題を考察しようとされた。このように石田氏が内・外両面に注意された事は、専修念佛が一切の諸行を廢して立つる以上、諸行を立てる聖道諸宗との間に對決を餘儀なくさせるものであるが、その對決が歴史的に如何に展開していくか、ここに未だ殘された課題があるようと思ふ。

- (3) 井上光貞著『日本淨土教成立史の研究』法然教の成長についてはなお考察すべきことが多い。就中、法然教のもつ偏執性・頽廢性は今後の仏教史に投げかけた大きな課題であつた。こゝに慈円・證眞の叡山復興運動や、あるいは日蓮の反念佛、民衆仏教の立場での法華護持、乃至は国家的仏教の強調があらわれてくる。また、法然教の内部においては安心をめぐる諸派の對立、就中、親鸞の宗教の成立の問題につながつてゆくと考えられるのである。かような点を考慮する時には、法然教の興隆のことは、なお未熟にして混沌たるものとしなければならないが……(三三一页)

井上氏によると、源空の所説そのものの中に偏執性・頽廢性があり、それが内外に亘つて問題を提出し、内部的には安心をめぐつて門下諸派の對立を將來すると考察されるのである。即ち、それは法然教のもつ偏執性と頽廢性、さらにはその興隆における未熟・混沌の相を指摘されるが、このような見方が妥當であるかどうか、ここに先ず大きな問題があるよう思ふ。したがつて、一應、源空の主著である選擇本願念佛集にもとづいて、その主張の要點を私なりに窺つてみよう。

まず選擇集の巻頭、題下に「南無阿彌陀佛往生之業念佛爲本」(鹽山寺藏草本には「爲光」とあるが、大谷大學藏秀文庫本には「光」の横に脚本「本」と朱書きあり)とあり、念佛が全人救濟の法である事を表示する。而して、この念佛については二行章の私釋に「一心專稱ニラスト彼佛名ヲ」(秀文庫本の脚本校合によつて「名」を加う)として稱名念佛である事を示し、その稱名が「正定之業」である所以は「彼佛本願行」によるからであり、その本願に關しては「至テ下ニシム可シム知」として説明を本願章に譲つてゐる。即ち本願章には、第十八願にもとづいて念佛一行の選取を

「聖意難測」の旨を示し、ついで試解において勝劣・難易の一義を以て勝にして易なる念佛こそが「貧窮困乏之類・愚鈍下智者」・「少聞少見輩」・「破戒無戒人」の齊しく救われる法である事を説く。さらに總結にある三選の文は全十六章の要諦とみられるが、ここにおいて「欲離生死」の者は、いわゆる閻・拵・傍と三重の選擇によつて稱名を専らにする事を示すと共に、その稱名は「依佛本願故」という佛の攝取にもとづくものである事を明かされたが、このような取捨と攝取の義・意をもつところに選擇があり、かかる選擇性の上に源空の念佛が立つてゐる事を窺いうる。

しかるに、先年この念佛について、家永三郎氏（輪昭二八一月號）は「法然の生命とする念佛の絆」が、その門下の親鸞の場合、觀念から口稱へ、更に一念の信へと進んでゆく過程において「蹟の石」である事を論ぜられ、かつ親鸞が聖覺の唯信抄にある「一念決定しぬと信じて、しかも一生おこたりなくもふすべきなり」という言葉を用いられた事について、一念の信を徹底する上に妥協的な態度であるとも批判された。この家永氏の所説と批判は、いずれも行（念佛）から信（氏は「羅罪」と言われる）への思想進展を前提とした上での考察であつて、その行が前に窺つたように選擇本願の念佛であれば、信を獲る事も行を離れてはなく、同氏が簡単に「念佛の教を媒介」とすると考えられる事には根本的に疑義を懷くものである。これと同じ理由において、井上氏のいわゆる法然教が偏執・頽廢・未熟・混沌のものを内部に孕んでいるとされる事にも素直に納得できない。

かくて私は、源空門下の分流は、源空が唱導した專修念佛の教を門下の人々が如何に受容したかにおいてとらえ、その教が直截簡明であつた事は外部から種々の批判と彈壓を受ける事となり、これらの批判・彈壓を契機として門下の念佛義が展開されてゆくと推考する。それ故、私は此の觀點に立つて論を進めたい。（この稿をまとめるにあたり、門下

における念佛義展開の全般に亘つては紙數の都合上記述できなかつた。今はその序論として念佛義展開の縁由を考察し、本論は後日にゆずらしていただく)

## 第一章 専修念佛に對する批判

### 一

源空の唱導する念佛は、専修の名を附した易行の口稱念佛であつて、それは平安時代の雜修の念佛とは異り、いわゆる「獨りだちをさせて助さゝぬ」(念佛問答集)<sup>①</sup>一向専修の念佛である。この専修性は獨り源空の念佛においてのみならず、鎌倉佛教に共通した特質である事は既に先學も指摘されたところである。これはまた、平安時代の開會の佛教より鎌倉時代の選擇の佛教への展開とも言われるが、源空の場合、序説で述べた如く如來選擇の上にその特色を見い出すことができる。

ところで、選擇とは選擇集によれば「選擇者、即取捨義」(本願章)<sup>②</sup>であり、その取捨については善導の意にもとづいて「諸行爲<sup>レ</sup>廢而說、念佛爲<sup>レ</sup>立而說」(三蓋章)<sup>③</sup>と、いわゆる廢立を指す。しかるに、源空以前における念佛は諸行による助成念佛であつて廣く定散の二善が修せられていた。このうち、散善中の持戒・菩提心・理觀・讀誦大乘の四行は特に重んぜられていたようであるが、これに對して、源空は「此四箇行、當世之人、殊所<sup>レ</sup>欲之行也、以<sup>ニ</sup>此等行、殆<sup>ド</sup>佛念佛」(附屬章)<sup>④</sup>として念佛(正行)以外の雜行すなわち諸行を廢捨せられた。

このように、専修念佛は萬善諸行を廢して念佛一行を立てる事において極めて直截ではあるが、しかし諸行をもつて立つ聖道門を否定あるいは侮蔑するものでなかつたようである。今、これに關して逆修說法の第一七日に說かれた

ものの一節をかかげよう。

オホヨソ諸宗ノ法門、淺深アリ廣狹アリ、スナワチ、眞言・天台等ノ諸大乘宗ハヒロクシテフカシ、俱舍・成實等ノ小乘宗ハ、ヒロクシテアサシ、コノ淨土宗ハ、セハクシテアサシ、シカレハカノ諸宗ハ、イマノトキニオイテ、機ト教ト相應セス、教ハフカシ機ハアサシ、教ハヒロクシテ機ハセハキカユヘナリ、タトヘハ、韻タカクシテハ和スルコトスクナキカコトシ、マタチヰサキ器、大ナルモノヲイル、カコトシ、タ、コノ淨土ノ一宗ノミ、機ト教ト相應セル法門ナリ、カルカユヘニコレヲ修セハカナラス成就スヘキナリ、（西方指南抄上本による、漢語燈錄によつて第一七日の説法である事がわかる）

これによると、法門（教）において眞言・天台の兩宗は廣くして深いのに對し、淨土宗は狭くして浅いと説く。この事は、聖道の教がその理において秀れている事を示すものである。しかし、教を受ける機においては齊しく淺くて狭いたために、淺機に相應した淨土宗のみ正しく全ての人が歸すべき教であると述べられている。なお、ここでは念佛の修し様は問題となつていなか、この事は三部經釋や選擇集においても、念佛を正助二業に分つが、如何に修すかは記されていない。この事から窺つても、源空の專修念佛は諸行との相對において直截ではあるが、すべて「愚癡にかへる」（源空の持言）人々の修するものとして、そこに包容性を有すると言わねばならない。しかるに、選擇集や一枚起請文に示す直截な教義によつて、無觀稱名以外を廢捨する立場のみから三昧發得や夢感聖相に關する事實を否定する向もあるが、しかく簡単に言えられるであろうか。今、往生要集釋第七（漢語燈錄六）によれば、「今勸念佛ニ非是遮ニ餘種々妙行」とあり、同料簡第九に「如說念佛必不レ可レ具ニ持戒等」とある事などより窺えば一概に否定すべきものではなかろう。

以上みてきた如く、源空によつて弘められた念佛の教は賢愚の別なく齊しく救濟にあずかる法であるが、かかる念佛

佛を宗義として説かれる時には、それは諸行を廢捨するという強い辨別の上に立てられるのであるから、隨つて菩提心や持戒などを基底に立てる聖道諸宗より非難をうける事はまぬがれえない事である。例えば、慈圓の如きも愚管抄の中で

又建永ノ年、法然房ト云上人アリキ、マヂカク京中ヲスマカニテ、念佛宗ヲ立テ専宗念佛ト號シテ、タマアミダ佛トバカリ申ベキ也、ソレナラヌコト顯密ノツトメハナセント云事ヲ云イダシ、不可思儀ノ愚癡元智ノ尼入道ニヨロコバレテ……(卷六)

と記し、元久元年(一四〇二)十一月七日の送山門起請文(漢語燈錄 卷十所收)には「然近日風聞云、源空偏勸ニ念佛誘トノヲ、依テ此陵夷、諸行依テ之滅亡」とあつて、當時いかに危険視されていたかが察せられよう。

これに對して、源空は夙に建久九年(九八)四月八日、念佛教團の在り方を沒後起請文に二箇條に亘つて滅後の遺誠を示されたが、その中心點は説論の惹起にあつたようである。この事は初めの「葬家追善事」に次の如くあるより知られる。

右葬家之次第、頗有其採旨、有籠居之志、遺弟同法等、全不可群會一所者也、其故何者、雖復似和合、集則起鬭諍、此言誠哉、甚可謹慎、若然者我同法等、於我沒後、各住各居、不如不會、鬭諍之基由、集會之故也、羨我弟子同法等、各閑住本在之草庵、苦可祈我新生之蓮臺、努力群居一所、莫致諍論起忿怨止(西方指南抄中末)

又、漢語燈錄(卷十)には第一條の「不可諍論房舍資具衣鉢遺物等」事について

右聞古見今於人沒後多有喧嘩之事、抑是由諍遺塵也、然間或在家之兄弟忽忘六親之昵、或釋門之法孫俄變、一器之志、每見

とあつて、これまで説論を説めたものである。

(本による)

しかるに、上下の人心は源空その人の包容性ある念佛往生の教に漸次歸依するや、ここに諸宗の實力者たる山門および興福寺の僧徒は、聖道門側を代表して専修念佛のもつ排他性を衝くこととなつた。この事は、特に山門よりの抗議に對して辯疏された元久元年（一二〇四）十一月の七箇條起請文および上奏に及んだ元久二年（一二〇五）十月の興福寺訴状の二資料によつて其の一般的彈劾を知り得る。

まず、七箇條起請文（院證）<sup>（二卷）</sup>は「普告下號予門人之念佛上人等」として、初めに七箇條の誓誠を記し、源空の自署につづいて門下百九十人の連署（一月七日の執筆、八九日の連署）がなされているが、この起請文執筆と同時に、源空は又自ら「送三山門起請文」なる一文を草された。その全文は漢語燈錄卷十に所收されているが、これによると「勸爾念佛之徒爭誘ニ正法」<sup>ヲ</sup>や「欣淨土之類豈捨妙法哉就中源空當念佛餘暇披三天台教釋凝信心於玉泉之流致渴仰於銀池之風」<sup>ヲ</sup>舊執猶存本心何忘」（本に裏空）として、念佛の勧進は諸宗とくに天台の宗義を誹謗し否定するものではなく、かえつて今もなお台嶽玉泉の流を酌んだ事に恩顧を感じてゐると記される。この事は、既に文治六年（一一〇）二月一日の東大寺における阿彌陀經の講義（阿彌陀經釋）において述べられた「然今愚僧者本習天台餘風雖酌玉泉末流於三觀六即尙疑闇未披於四教五時曇昧未晴」と言われる如く、三觀・四教の深旨も疑闇・曇昧の身には及び難い事の故に、念佛一行の法に歸入した事を表白されたものである。なお、先の「送山門起請文」の終りの部分に「此等子細先年沙汰之時進起請了其後干今不變雖不能重陳嚴誠既重疊之間誓狀又及再三」<sup>ヲ</sup>とある事より窺えば、これ以前すでに何回も誓詞が出されていた事を知り得る。

次に、興福寺奏狀（東大寺圖書館蔵、寛永元年寫本による）は「九箇條之失事」として専修念佛者における九箇條の過失をあげる。これは解脫房貞慶の草案になるもので、九失を詳説した後、次の如く七箇條起請文との關係を述べる。

右件源空偏執一門都滅<sup>ミ</sup>八宗<sup>ミ</sup>天魔所爲佛神可<sup>レ</sup>痛仍諸宗同心欲<sup>レ</sup>及<sup>ミ</sup>天奏<sup>レ</sup>之處源空既進<sup>レ</sup>急狀<sup>ミ</sup>不足<sup>ミ</sup>憐陶<sup>レ</sup>之由依<sup>ミ</sup>院宣<sup>レ</sup>有<sup>ミ</sup>御制<sup>レ</sup>衆徒驚歎還憎<sup>ミ</sup>其色<sup>ミ</sup>就中叡山發<sup>レ</sup>使加<sup>ミ</sup>推問<sup>レ</sup>之日源空染筆書<sup>ミ</sup>起請<sup>レ</sup>之後彼弟子等告<sup>レ</sup>道俗<sup>ミ</sup>云上人之詞皆表裏不<sup>レ</sup>知<sup>ミ</sup>中心勿<sup>レ</sup>拘<sup>ミ</sup>外聞<sup>レ</sup>云々其後邪見之利口都無<sup>レ</sup>改變今度急狀又以同前歎奏事不<sup>レ</sup>實罪科坏重縱<sup>レ</sup>有<sup>ミ</sup>上皇之叡旨乎爭無<sup>ミ</sup>明臣之諫言<sup>レ</sup>者望請慈早經<sup>ミ</sup>奏聞<sup>レ</sup>仰<sup>ミ</sup>七道諸國<sup>ミ</sup>被<sup>レ</sup>停<sup>ミ</sup>止一向專修條々過失<sup>ミ</sup>兼又行<sup>レ</sup>罪<sup>ミ</sup>科於源空并弟子等<sup>ミ</sup>者永止<sup>ミ</sup>破法之邪執<sup>レ</sup>還知<sup>ミ</sup>念佛之直道<sup>ミ</sup>矣仍言上如件

すなわち、言わんとするところは前年の起請文も單なる辯解にすぎず、その詞には表裏があつて本心よりの言辭でなく、未だ邪見を翻していない事を理由に強く停止方を言上している。したがつて、起請文の七箇條と奏狀の九箇條とは互に對照して考察し得られようし、その上で聖道門側の共通した論難を知る事ができよう。

七箇條起請文のうち特に重要なのは第一條および第二條で、後の五條はこの二條に收約できよう。即ち、第一條は眞言止觀・餘佛菩薩の誹謗に對して「愚人之境界」に非ざる事を制し、第一條には好んで諍論を致す事に對し「愚人之分」に非ざる事を讃め、學生・有智の聖道門の人に對して淨土門における愚人の分際を表示するものである。更に後の五條は愚人の立場において行つてならない諸事項であつて、第三條では偏執、第四條では造惡、第五條では私義、第六條では唱導、第七條では邪法と、これらを厳しく讃めたものである。この起請文の起草に當つては、山門よりの彈劾もざる事ながら、他面その許に集まる念佛者の中に不當の言行を弄する者のいた事は七箇條甄錄につづく文によつて知られる。

此十個年以後、無智不善<sup>ミ</sup>輩時々到來<sup>ス</sup>、非<sup>ミ</sup>啻失<sup>ミ</sup>彌陀淨業<sup>ミ</sup>、又汚<sup>ミ</sup>穢釋迦遺法<sup>ミ</sup>、何<sup>シヤ</sup>不<sup>レ</sup>加<sup>ミ</sup>病誠<sup>ヲ</sup>乎

ここに「十個年」というのは、元久元年(一〇四一)より換算すると建久五年(九九四)に當り、教團の最も大きくなろうとする時期であった。したがつて、前記の沒後起請文をしたためねばならなかつた事から推しても、愚癡偏執や私義骨

頂の輩の出る状勢下において、特に此等に對し「是非予門人、魔眷屬也」と言わざるを得なかつた事情も察せられよう。

つぎに興福寺奏狀における九失は、かなり教義的な論難に亘るものである。まず第一の「立新宗失」は、いわゆる總論ともいふべきもので「三藏旨歸偏在西方一界之往生歟 今及末代始令建一宗者源空其傳燈大祖歟」として、私に新宗を立てる事の不當を批難し、その新宗の教義・行爲に對し以下具體的にその過失を指摘する。即ち、第二の「圖新像失」には攝取不捨曼陀羅について、その光明が專修念佛者のみを照す事の不當、第三の「輕釋尊失」においては餘佛・餘號を輕侮する不當、第四は「妨萬善失」、第五の「背靈神失」は第四條から必然的に起る問題で、共に從來の傳統を破るものである。ついで第六の「暗淨土失」と第七の「誤念佛失」は淨土教の經釋によつて淨土および念佛の正義を誤る點を衝く。更に第八の「損釋衆失」と第九の「亂國土失」は、その行狀に對する非難で、世間的には此の兩失が最も問題であつたと思われる。特に第八失において、專修念佛者の中に「圍碁雙六不乖專修」女犯肉食不妨往生「末世持戒市中虎也」という者のあつた事は、七箇條起請文の第四條に「號無戒行専勸姪酒食肉」適守律儀者名雜行人とあるのに相應する。而して、これらの問題は既に後起請文において源空自ら注意された如く、門下の同法が一所に群居する事から生ずる諍論より自然に將來する問題であつて、それが七箇條起請文においても愚人の分際を守らず偏執・私義を主張するところに問題が大きくなり、遂には興福寺奏狀の第八・第九の兩條で指摘される如きものにまでなつた。かくて、源空によつて示された念佛往生の道が全ての人間に開かれた教であるだけに――その包容性の故に――源空の眞意に反した同法のいた事も、ほぼ以上述べた事によつて明らかにしえたかと思う。

- ① 家永三郎『中世佛教思想史研究』四一～四三頁・裕慈弘『日本佛教の開展とその基調(上)』一一五～一二九頁・石井教道『選擇集の研究』總論篇二八～三四頁・赤松俊秀「鎌倉佛教の課題」(史學雜誌六七の七)など。
- ② 田村圓澄『法然上人傳の研究』(三四〇～二五六)に三昧發得記と夢感聖相記の内容についての研究があり、共に後人の假託と考察されている。

## 一一

選擇集は藤原兼實の請によつて撰述されたものであるが、そこに示される一向專修の稱名念佛は、それのみが正しく淨土往生の正因である事を教義づけたものであるから、源空自身その結文に「庶幾一經<sup>ハビテ</sup>高覽<sup>ヲ</sup>之後、埋<sup>ミテ</sup>于壁底<sup>ニ</sup>莫<sup>レ</sup>遺<sup>ス</sup>窓前<sup>ニ</sup>、恐爲<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>令<sup>ミ</sup>破法之人<sup>ヲ</sup>墮<sup>ミ</sup>於惡道<sup>也</sup>」と述べられた如く公開を憚るものであり、その生前に見寫を許された門弟は極めて數少かつたようである。それ故、本集が源空寂年の建暦二年(一一三)ひとたび開板されるや、滔々と贊否の兩論をめぐつて批判がなされた。しかも、今日知られる批判の書よりすれば、その初期においては何れも聖道門側の學僧によつてなされたように窺われる。まず反駁の書を擧げると公胤の淨土決疑鈔三卷(源空存世中)、高辨の於一向專修宗選擇集中摧邪輪三卷・摧邪輪莊嚴記一卷、定照の彈選擇一卷、顯選擇難義抄一卷などがあり、また辯護のものとしては靜遍の續選擇文義要鈔三卷、聖覺の唯信抄一卷、明禪の述懷鈔一卷などがある。このうち源空の十三回忌に當る元仁元年(一一四)以前の書について其の所論を考察しよう。

## I 淨 土 決 疑 鈔

この書は現在傳らないので、その内容を審らかにしえないが、日蓮の守護國家論に選擇集を破した書として「所謂淨土決義鈔・彈選擇・摧邪輪等」と最初に決疑鈔を擧げている。ところで、この書の著者たる公胤は法然上人行狀繪

圖(四)によると

一向專修の義を破する人おほかりしなかに、園城寺の長吏、大貳僧正公胤、いまだ大僧都なりし時、上人を誹謗して、公胤が見たらん文を法然房の見ぬはありとも、法然房の見たるらん事の、公胤が見ぬはよもあらじと自嘆して、淨土決疑抄三巻を記して選擇集を破す、則學佛房を使ひとして、上人の室にをくらるゝとき、上人かの使にむかひて、これをひらき見給に、上巻のはじめて法花に即往安樂の文あり、觀經に讀誦大乘の句あり、讀誦、極樂に往生するに何のさまたげかあらん、しかるに讀誦大乘の業を廢して、たゞ念佛ばかりを付屬すといふ、これおほきなるあやまりなりといへり、この文を見たまひて、おはりを見ず、さしをきてのたまはく、この僧都これほどの人とおもはざりつ、無下の事なりけり、一宗をたつとき、かれは廢立のむねを存ずらんとおもはるべし、しかるに法花をもて觀經往生の行にいれらるゝ事、宗義の廢立をわするゝに似たり、もしよき學生ならば、觀經はこれ爾前の教なり、かのなかに法花を攝すべからずとぞ難せらるべき、今の淨土宗の心は觀經前後の諸大乘經をとりてみなことんく往生の行のなかに攝す、なんぞ法華ひとりもれんや、あまねく攝する心は念佛に對してこれを廢せんためなりとの給ければ、使歸てこのよしをかたるに、僧都口をとぢて、言説なかりけり

これを以つてすれば、決疑鈔の論旨は、源空が「讀誦大乘の業を廢して、たゞ念佛ばかりを付屬す」る事に對する疑難を述べたものである。しかるに後には、公胤は源空に對面し前非を悔い此の書を燒いたという。

公胤は當時の寺門を代表する碩徳にして、園城寺の長吏を二度に亘つて勤めた(僧官補佐による元久三年重任)。その俗姓は尊卑分脈によれば、村上源氏の一流、權大納言雅俊の孫、憲俊の子である。更に園城寺傳法血脉(乾)には「大貳雅俊孫、同十一廿三、同所八人、賢覺入室、本寺博士、僧行顯子也」と註記され、次いで「明王院、大納言源雅俊孫、六十始行、受度卅一年、長吏、別當、法務、證義、臨終之時、五色雲霞西數刻見現、奉始太上天皇、至于道俗男女、洛中河東皆見之、知和尚往生之瑞相云々、建保四閏六廿卒七十二」と略傳をも載せる。又、詩を能くし、能説の譽高く「富

「樓那辨説」(吾妻鏡一九、承元三、一〇、一三)と稱され、講會・供養會の講師・導師として公家よりの歸依が篤かつた事は略々つきの通りである(但し、文治)。

(1) 文治二、五、二七

(2) 文治四、七、三

(3) 文治四、一二、二一

(4) 文治五、一二、二一

(5) 建久三、四月

(6) 建久四、二、一七

(7) 建久六、三、一二

(8) 承元三、一〇、一三

(9) 承元四、三、二

(10) 建暦元、四、二三

(11) 建暦二、三、(一四)

(12) 建暦二、六、二六

(13) 建保元、四、二六

(14) 建保元、五、三

(15) 建保元、五、二三

(16) 建保四、三、一八

最勝講講師(玉葉)

法勝寺御八講講師(法勝寺御八講問答記)

長講堂供養導師(吉大記)

法成寺八講講師(玉葉)

院の臨時御佛事導師(明月記・心記)

後白河天皇周忌法花經轉讀の導師(心記)

東大寺供養に勤仕(東大寺續要錄)

故右大將家御月忌導師(吾妻鏡)

長講堂供養導師(吾妻鏡・承元四年具注曆)

最勝四天王院にて一切供養導師(猪隈關白記)

源空七七日の導師(行狀繪圖)

八條院にて一切經供養導師(明月記・三僧記類聚)

法勝寺九重御塔供養咒願(華頂要略)

院最勝講證義(明月記)

岡崎堂曼陀羅供導師(明月記)

嵯峨柳觀音堂供養導師(仁和寺日次記)

右のうち、特に注意したいのは(8)承元三年の故右大將の月忌佛事であつて、吾妻鏡(九)には

(承元三年十月)十三日癸酉、晴、當午故右大將家御月忌、於法華堂被修御佛事、導師明王院僧正、施主尼御臺所御參、相州武州列聽衆給

とあり、公胤は此の佛事に招請されて、九月二十九日に鎌倉に下着し、佛事に先立つて十月十日には良部太夫行光の建立になる永福寺傍の伽藍供養の導師を行い、十三日には右の通り頼朝の月忌佛事に導師をしている。このような幕府との關係は、園城寺が「源家數代崇重寺也」(吾妻鏡、建保)である事により特に密接であり、その後も吾妻鏡によれば承元四年二月廿一日條「爲廣元朝臣奉行、發御使於京都、是明王院僧正公胤依可爲長講堂御導師、被遣上童等裝束也」・同年三月十三日條「去月所遣明王院之御使歸參」・建暦元年九月十五日條「金吾將軍若君<sup>善哉</sup>於定曉僧都室落飾給、法名公曉」・同年九月廿二日條「禪師公<sup>曉</sup>爲登壇受戒、相伴定曉僧都令上洛給、自將軍家被差遣扈從侍五人、是依爲御猶子也」

など散見する。このうち、頼家の息男善哉(出家して公曉)が受戒のため上京した事は、鶴岡八幡宮寺社務職次第に公曉に關して「左衛門法橋賴曉、俗號惡別當、治三年、左衛門督源頼家卿三男、定曉弟子、公胤僧正汀弟子」と載せ、公胤より灌頂を受けた事が知られる。以上よりも公胤が、ただに京都の公家より尊崇されたのみならず鎌倉の武家よりも厚く信任されていた事が察せられよう。この武家との交渉において、公胤に歸依していた實朝が法華・淨土兩宗に關心をいだいていた事(吾妻鏡二、二三建)などより推量すれば、公胤の念佛ないし淨土宗についての理解の程も間接的ながら窺われよう。殊に、前掲の⑩建暦元年四月二十三日に行われた後鳥羽上皇の最勝四天王院における一日一切經書寫供養は、願文集や御室相承記によつて詳細に知る事が出来るが、猪隈關白記(三二)には四月二十五日の條に

此日上皇於最勝四天王院以百口僧被轉讀三部仁王經、法華經  
最勝王經等也

源空門下における念佛義の展開

と仁王・法華・最勝王の鎮護の三部經を轉讀供養するに際し、その導師となつてゐるが、この當時の天台座主たる承圓は年羸・智行ともに淺く、ために公胤が任ぜられて大いに寺門の真價を高めた。このような事が、また番論義にも寺門の僧を多く出だすこととなり、院宣に「一實圓頓之法水留三井一流」(京都東山鈎)とまで載せられるに至つた。かくて公胤は、當時の天台教學を代表する立場にあつた事が知られるが、ここに先掲した法然上人行狀繪圖の記載の如く、源空が讀誦大乘を廢した事に對し、法華經の「卽往安樂」の文と觀經の「讀誦大乘」の句を擧げて源空に論難を加える事となつた。

今、その問題とする「即往安樂」の文とは薬王菩薩品の次の二節である。

若如來滅後、後五百歲中、若有女人、聞是經典、如說修行、於此命終、卽往安樂世界、阿彌陀佛、大菩薩衆、圍繞住處、生蓮華中、寶座之上

また、觀經の「讀誦大乘」の句は發起序にある次の二節である。

一者孝養父母、奉事師長、慈心不殺、修十善業、二者受持三歸、具足衆戒、不犯威儀、三者發菩提心、深信因果、讀誦大乘、勸進行者、如此三事、名爲淨業。

ところで、この卽往安樂と讀誦大乘について、源空は逆修說法の第六七日阿彌陀佛觀無量壽經（漢語燈）に詳しく述べてゐる。即ち「天台宗正明三佛乘，聖道傍明三往生淨土，卽往安樂文是也」として、天台を初めとして以下、真言・華嚴・禪など聖道諸宗に關して述べられる。而して、この逆修說法は、その奥書によると安樂房遵西の父である外記禪門師秀によつて催された七七日逆修の「說法、聞書」であり、その說法は建久五年（九四）と傳えられている。若し傳の如くであるとすれば選擇集撰述（撰時は諸叢があるが建）以前に當る。このような設定の上に、更に西方指南抄（末上）

によれば、右の逆修説法時の記載と同じ問題が出されている。すなわち

天台宗ニハ、正ハ佛乗ノ聖道ヲアカス、傍ニハ往生淨土ヲアカス、即往安樂トイヘリ、華嚴宗ニモマタ天台宗ノコトシ（以下略）

として、その解答も同じようになされ、更に終りの處に

建保四年四月廿六日園城寺長吏、公胤僧正之夢ニ、空中ニ告云、

源空本地身大勢至菩薩、衆生教化故來此界度ト

カノ僧正ノ弟子大進公、實名ヲシラス、記之

と、建保四年（一六二）公胤が源空の本地大勢至となる夢を見た事を載せているが、この事は源空在世中、專修念佛の理解は勿論、源空その人への尊崇を物語るものであろう。したがつて、專修念佛を駁する爲に作られた決疑鈔は、かなり以前すなわち逆修説法を建久五年とすれば、恐らく其の頃に書かれたもので行狀繪圖の「大僧都のころ」（頃は権大僧都）とある記載とも相應する。

## II 於一向專修宗選擇集中 崩邪輪・崩邪輪莊嚴記

兩書の著者である明惠房高辨は舊佛教における北方の代表者で、それは南方を代表する解脫房貞慶にあい比せられる。而して高辨は、貞慶と同じく菩提心を修道の第一義とするが、特に當時すたれんとする戒律の復古をめざして、華嚴の修禪觀照を修し、以つて「現世にあるべき様」を主張した。すなわち「波羅提木叉は我が生命也」と言い、「如來興後、以レ戒爲師、出家在家、七衆弟子、誰不レ仰乎」（願文）とて、中ノ川の實範の流を稟け（集記五）戒律こそ覺者の内的生命として之を嚴肅に修めた。

このような立場にあつては、一たび選擇集の披見に及ぶや、その所説について徹底的な反論がなされるのは當然で

ある

今選択集に對して反駁の意をもつにいたつた事情をうかがうと、まず懲罰輪の初めに

爰近代有<sup>二</sup>上人<sup>一</sup>作<sup>一</sup>卷書<sup>一</sup>名曰<sup>二</sup>選擇本願念佛集<sup>一</sup>迷<sup>三</sup>惑於經論<sup>一</sup>欺<sup>三</sup>誑乎諸人<sup>一</sup>雖<sup>二</sup>以<sup>一</sup>往生行<sup>一</sup>爲<sup>二</sup>宗<sup>一</sup>反妨<sup>三</sup>碍往生行矣高辨年來於<sup>二</sup>聖人<sup>一</sup>深懷<sup>二</sup>仰信<sup>一</sup>以<sup>二</sup>爲所聞種種邪見在家男女等假<sup>二</sup>上人高名<sup>一</sup>所<sup>二</sup>妄說<sup>一</sup>未<sup>二</sup>下出<sup>一</sup>一言<sup>一</sup>誹<sup>二</sup>謗<sup>一</sup>上人<sup>一</sup>設<sup>二</sup>雖<sup>一</sup>聞<sup>二</sup>他人之談說<sup>一</sup>未<sup>二</sup>必信<sup>一</sup>用之不然近日披<sup>二</sup>閱<sup>一</sup>此選擇集悲嘆甚深聞名之始喜<sup>二</sup>禮<sup>一</sup>乎上人妙釋<sup>一</sup>披<sup>二</sup>卷之今恨<sup>二</sup>黜<sup>一</sup>乎念佛真宗<sup>一</sup>今詳知在家出家千萬門流所起種種邪見皆起<sup>二</sup>自<sup>一</sup>此書<sup>一</sup>至<sup>二</sup>上人入滅之頃<sup>一</sup>興行倍盛專鑄<sup>二</sup>于板印<sup>一</sup>以<sup>二</sup>爲<sup>一</sup>後代重寶永流<sup>二</sup>於一門<sup>一</sup>而敬重如<sup>二</sup>佛經<sup>一</sup>總以<sup>二</sup>爲<sup>一</sup>往生宗之肝要念佛者之祕府<sup>一</sup>依<sup>二</sup>之適有<sup>二</sup>難者<sup>一</sup>負<sup>二</sup>過於難<sup>一</sup>乎念佛希值<sup>二</sup>信人<sup>一</sup>擬<sup>二</sup>德於信<sup>一</sup>乎往往遂使<sup>二</sup>一味法雨分<sup>二</sup>甘鹹之味<sup>一</sup>和合衆僧成<sup>二</sup>不同之失<sup>一</sup>何其悲乎仍於或處<sup>一</sup>講經說法次出<sup>二</sup>二難<sup>一</sup>破<sup>二</sup>彼書<sup>一</sup>

とあつて、高辨は年來源空の所説に耳を傾け、「源空上人隨分立<sup>三</sup>持戒淨行」(卷下 摧邪輪)の故に仰信の念を懷いていた。したがつて初めは世間の風聞をも信じなかつたが、選擇集に記された源空の本意を知るに及び、更に此の書の板行(いわゆる 建暦)普及がなされるや、ここに敢然として筆を執るに至る事となつた。かくて、源空の入寂後まもなく、建暦二年十一月二十三日に先ず摧邪輪を、ついで翌建暦三年六月二十二日に莊嚴記が著された。しかも、この兩書は共に原文を傳えるので其の所論を詳しく述べることが出来る。

輪・記の兩書における疑難は、輪の初めにあげられた「撥<sub>ニ</sub>去菩提心<sub>一</sub>過失」と「以<sub>ニ</sub>聖道門<sub>一</sub>譬<sub>ニ</sub>群賊<sub>一</sub>過失」の一過（二難）である。それは又、記によれば輪の十三過と記の三過に細分される。この十六過の中、「捨<sub>ニ</sub>菩提心<sub>一</sub>」の五過と「輕<sub>ニ</sub>聖道門<sub>一</sub>」中の二過、さらに「立<sub>ニ</sub>淨土退落<sub>一</sub>」中の二過、および「謬<sub>ニ</sub>解光明遍照經文<sub>一</sub>」の一過はいわゆる大過と呼ばれる。又、輪の十三過中、初めの六過は大段を立て、特に選擇集の各章と相い對しているように窺える。

- (1) 以<sub>ニ</sub>菩提心<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>往生極樂行<sub>ニ</sub>過 三、本願章  
(2) 言<sub>ニ</sub>彌陀本願中無<sub>ニ</sub>菩提心<sub>ニ</sub>過 四、三輩章  
(3) 以<sub>ニ</sub>菩提心<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>有上小利<sub>ニ</sub>過 五、利益章  
(4) 言<sub>ニ</sub>雙觀經不<sub>レ</sub>說<sub>ニ</sub>菩提心<sub>ニ</sub>并云<sub>ニ</sub>彌陀一教止住時無<sub>ニ</sub>菩提心<sub>ニ</sub>過 六、特殊留章  
(5) 言<sub>ニ</sub>菩提心<sub>ニ</sub>抑<sub>ニ</sub>念佛<sub>ニ</sub>過 二、附屬章  
(6) 以<sub>ニ</sub>聖道門<sub>ニ</sub>譬<sub>ニ</sub>群賊<sub>ニ</sub>過 八、三心章

このうち、初めの第一過は、本願章私釋に説く布施・持戒・孝養父母と共に諸行の一つとして菩提心をも選捨する過失に對して、菩提心必要の意義を善導の觀經疏（序分義）より「言<sub>ニ</sub>菩提<sub>ニ</sub>者即是佛果之名又言<sub>ニ</sub>心者即是衆生能求之心故云<sub>ニ</sub>發菩提心<sub>ニ</sub>也」、また元曉の遊心安樂道より「所<sub>レ</sub>言正因謂發<sub>ニ</sub>無上菩提心<sub>ニ</sub>也即不<sub>レ</sub>顧<sub>ニ</sub>世間富樂及與<sub>ニ</sub>乘菩提涅槃一向志<sub>ニ</sub>願三身菩提<sub>ニ</sub>名<sub>ニ</sub>無上菩提之心<sub>ニ</sub>」、さらに諸經論說の要をとつて「言<sub>ニ</sub>菩提<sub>ニ</sub>者即是佛果一切智智言心於此一切智智起<sub>ニ</sub>希求心<sub>ニ</sub>指<sub>ニ</sub>此云<sub>ニ</sub>菩提心<sub>ニ</sub>一切佛法皆依<sub>ニ</sub>此心<sub>ニ</sub>得<sub>ニ</sub>生起<sub>ニ</sub>」として、衆生の希求心たる菩提心こそ全て宗教行の基底たる事を強調する。この疑難に對して、集には「菩提心行」<sub>ニ</sub>と記して菩提心そのものでなく、菩提心によつて起すところの諸行であり、隨つて能發の因によつて菩提心をも捨てるという辯解については、單に菩提心と記した箇所のある點をあげ、往生の行として菩提心を以つてする土のある事を示し「既列<sub>ニ</sub>諸行<sub>ニ</sub>之外別出<sub>ニ</sub>菩提心<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>一行<sub>ニ</sub>豈非<sub>レ</sub>取<sub>ニ</sub>心體<sub>ニ</sub>乎<sub>ニ</sub>」と、菩提心を一行として撥去した事を指摘する。更に、集において菩提心選捨の上に立つて選取された念佛を口稱念佛とした事に對して「口稱即是助業也於<sub>ニ</sub>內心<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>淺深差別<sub>ニ</sub>應<sub>ニ</sub>以<sub>レ</sub>淺爲<sub>ニ</sub>未<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>深爲<sub>ニ</sub>本其深

者即是可<sub>ニ</sub>菩提心<sub>一</sub>也然者菩提心最可<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>淨土正因<sub>一</sub>と、往生の正因は口稱にあらずして内心たる菩提心にある旨を述べる。しかも、源空が善導によつて立てる口稱が善導の正意をうけたものでない事に言及する。すなわち「於<sub>ニ</sub>此選擇集<sub>一</sub>設雖<sub>レ</sub>有何邪義<sub>一</sub>若相<sub>ニ</sub>順善導等義<sub>一</sub>者何強噴<sub>レ</sub>汝乎披<sub>ニ</sub>閱善導釋<sub>一</sub>全無<sub>ニ</sub>此義<sub>一</sub>汝任<sub>ニ</sub>自邪心<sub>一</sub>贖<sub>ニ</sub>善導正義<sub>一</sub>」と、その失意の點を衝く。また、善導の念佛といえども清涼所釋の五種念佛（緣境正觀・攝境唯心・心境俱泯・心境無碍・重重無盡の念佛）を出でるものでない事を説き、その稱名について「善導和尚依<sub>ニ</sub>文殊般若經等<sub>一</sub>以<sub>ニ</sub>稱名<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>宗以<sub>ニ</sub>三昧<sub>ニ</sub>爲<sub>レ</sub>趣<sub>ニ</sub>爲<sub>レ</sub>命<sub>ニ</sub>得<sub>ニ</sub>眞念<sub>ニ</sub>故勸<sub>ニ</sub>稱名<sub>ニ</sub>也是故引<sub>ニ</sub>此等文<sub>ニ</sub>爲<sub>レ</sub>證成<sub>ニ</sub>念佛之義<sub>一</sub>更非下以<sub>ニ</sub>一向稱名<sub>ニ</sub>爲<sub>レ</sub>本不<sub>レ</sub>關中心念<sub>ニ</sub>也」と、眞念を得んが爲の稱名である事を示し、つまるところは「以<sub>ニ</sub>五種念佛<sub>ニ</sub>爲<sub>レ</sub>眞以<sub>ニ</sub>口稱<sub>ニ</sub>爲<sub>レ</sub>假」と言うにある。なお、この口稱に關しては記の「誤<sub>ニ</sub>解十聲十念義<sub>ニ</sub>過」において詳しい。すなわち、ここでは集の本願章私釋に説く念聲是一について、稱念（聲）の據り所たる觀經下々品・大集月藏經・懷感の群疑論の三文に關して「此義甚不可也念者是心所聲者是色心色既何爲<sub>ニ</sub>一體<sub>ニ</sub>乎勘<sub>ニ</sub>汝所<sub>ニ</sub>引感師解釋<sub>ニ</sub>群疑論第七釋<sub>ニ</sub>出聲稱名爲<sub>ニ</sub>心念成就方便<sub>ニ</sub>」として源空が立てる稱名正定業の根據に對して疑義をさしはさんでいる。

次に第二破においては、集の三輩章を問題とし、そこに説かれる彌陀の本願中には菩提心の無き事に對する反駁である。すなわち無量壽經（輪では雙觀經という）の三輩に何れも菩提心が説かれているにも拘らず、佛道の正因（體）たる菩提心を捨てて往生の別行（業）たる專念彌陀を取る事は、恰も火を離れて煙を求める如きであると評し、更に菩提心を發して萬善諸行を修する者の往生を誓う第十九願に注意して「然言<sub>ニ</sub>本願中更無<sub>ニ</sub>菩提心等餘行<sub>ニ</sub>者何故第十九願云發菩提心修諸功德等云云是豈非<sub>ニ</sub>本願<sub>ニ</sub>乎」と述べて諸行往生を認むべき事を主張する。

更に、第三破より第五破に及ぶ三破は、第一破から必然的に起る問題で、つまるところ菩提心に關する五破は、佛

道修行の必須條件として終始その菩提心の必要を強調するが、その必要性を論じるにあたり、以上みてきた如く源空が稱名のみに限る念佛義の不當と諸行を廢して念佛のみを立てる不當を駁した。しかも、かかる論難が「天下道俗如佛在世」（元月記、寛延）と、當時、生佛と仰がれた高辨によつてなされただけに、源空の遺弟が如何に對處しつ念佛義を展開していくか、殘された大きな課題である。

次に、第六破の「以三聖道門・譬三群賊・過」は輪の下巻において論ずる疑難である。これは、集の三心章において記された散善義の三心釋のうち、そこに説かれる二河の譬喻に出でる群賊は別解別行異學異見の者を示し、それは私釋において「一切別解別行異學異見等者、是指<sub>ス</sub>三聖道門・解行學見<sub>ヲ</sub>也」として聖道門の人を指す事に對する批難であるが、特に此處で注意されるのは「念佛衆生攝取不捨」についての考えである。今、これを集の攝取章私釋の「佛光明唯照<sub>ヲ</sub>念佛者<sub>ヲ</sub>、不<sub>レ</sub>照<sub>ヲ</sub>餘行者<sub>ヲ</sub>」という事からして、口稱念佛の行者のみに身光の照用があり、別解別行の者すなわち諸行および口稱以外の念佛を修する行者には照用がないと言う事が問題となり、而も輪に載せられている「汝非<sub>ミ</sub>造<sub>レ</sub>書述<sub>ミ</sub>此義<sub>ニ</sub>假<sub>ミ</sub>圖像<sub>ニ</sub>顯<sub>ミ</sub>此意趣<sub>ニ</sub>名<sub>ミ</sub>攝取不捨曼荼羅・中央圖<sub>ニ</sub>阿彌陀如來・光明照<sub>ニ</sub>十方・周遍圖<sub>ニ</sub>在家出家諸人・在家稱名諸人受<sub>レ</sub>光<sub>ヲ</sub>・出家雜善行人不<sub>レ</sub>蒙<sub>レ</sub>照觸<sub>ヲ</sub>」という事からして、かつて興福寺奏狀の第二失において所破された攝取不捨曼荼羅が當時處々に遍満し、特に在家の念佛者にもてはやされていた事を知りうる。このように、曼荼羅にまで圖化された攝取不捨の義については、記に詳細に亘つて述べられている。すなわち、集に説かれる「選擇與<sub>ミ</sub>攝取」其言雖「異其意是同」について疑義を懷き、「經文既云<sub>ミ</sub>念佛衆生攝取不捨<sub>不<sub>レ</sub>雜<sub>ミ</sub>餘衆生</sub>・然攝取若爲<sub>ミ</sub>取捨義<sub>者</sub>於<sub>ミ</sub>念佛衆生中<sub>ニ</sub>取<sub>ミ</sub>何衆生<sub>ニ</sub>捨<sub>ミ</sub>何衆生<sub>ニ</sub>乎<sub>ニ</sub>」と攝取と取捨の矛盾を衝き、更に「選擇義寬通<sub>ニ</sub>三百一十億<sub>ニ</sub>故攝取義狹屬<sub>ニ</sub>清淨行<sub>ニ</sub>故汝更不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>言<sub>フ</sub>・選擇與<sub>ミ</sub>攝取<sub>ニ</sub>其體是一<sub>上</sub>也不<sub>レ</sub>得<sub>ミ</sub>如<sub>レ</sub>此等大意<sub>ニ</sub>故以<sub>ミ</sub>汝所<sub>ニ</sub>圖曼荼羅<sub>可<sub>レ</sub>名<sub>ミ</sub>不得心曼荼羅<sub>ニ</sub>自今以後永不</sub>

「可<sup>レ</sup>名<sup>ニ</sup>攝取不捨曼荼羅也」と述べて、曼荼羅に攝取不捨の名を冠すべきではないと迫つている。

### III 繼選擇文義要鈔

本鈔は親鸞の直弟たる顯智自筆の古寫本が福井縣大味の法雲寺に傳わり、その解説は故山田文昭氏によつて既に早く發表されている。即ち、現存本は下巻のみで、外題に「續選擇文義要抄下」(本文と別筆)とあり、包紙には「續選擇文義要鈔下 釋顯智」と記されてある。

著者の靜遍については、信瑞の明義進行集第一に「第一禪林寺僧都靜遍」として記載されている(法然上人行狀繪圖卷四〇の記載は進行集によつてい)。それによると、靜遍は大納言平賴盛の子で、真言宗に屬して野澤兩流の瀧瓶を稟けたが、そのころ淨土宗歸入の者が多かつたため、嫉妬の心より選擇集の破文を書かんとしたが、詳しく選擇集を見るに及び、かえつて念佛往生の正しきを知り大いに誨謝したと傳える。この念佛歸入の事は選擇集を披覽の後であるから、當然これは源空滅後の事である。

靜遍は初め文治四年二十三歳で醍醐寺の座主勝賢(通憲の子、興福寺別當覺鑑)の付弟として小野流の灌頂をうけ(傳法<sub>三寶院</sub>灌頂自傳法<sub>脈</sub>)、更に三十九歳の時には仁和寺上乘院の仁隆より廣澤流の灌頂をもうけ(血脈)有驗の阿闍梨として、たびたび御會その他の佛會に出たが、のち仁和寺道法親王に隨い後鳥羽院および道助法親王より知遇をうるや、漸次重用されたようである。

(1) 建暦二、三、一 後鳥羽院、高陽院における普賢延命法の伴僧(御室相承記)

(2) 建暦二、一二、六 道助法親王、仁和寺觀音堂における傳法灌頂の讚衆(仁和寺文書)

(3) 建保四、正、二八 道助法親王、法勝寺における愛染王法の九壇護摩に參勤(仁和寺日次記・光台院御室傳)

(4) 建保五、七、一三 後鳥羽院御惱、高陽院における大北斗法の伴僧（仁和寺日次記・光台院御室傳）

以上、關係のものを若干ひろつてみたが、この中(4)については、仁和寺御傳（光景院道助の下）に「同五年正月七日十三日、戊子、於高陽院殿、爲上皇御瘧病御祈令修大北斗法、修中有御滅氣、同廿一日御結願、左大臣仰勸賞、追權少僧都靜遍任大僧都」と載せ、效驗の賞として大僧都に任せられた。以つて名聲を知るべきである。しかるに、丁度この建保五年に靜遍は仁和寺の寶庫より般舟讚を發見し（般舟讚の記）、これが機縁となつて選擇集を助成する爲に著わされたのが

續選擇である。その奥書によれば、その著述は翌建保六年九月の頃である。

なお、ここで注意したいのは建保五年

(二七)を境として、その後は驗者としての記載をみず、建保六年十月四日の嶺殿善導大師御影前における續選擇の講讀（續選擇）や承久二年三月二十三日の九條邸における選擇集の講讀（玉藻）などの記録に接する。特に後者における玉藻の所載には「自今夜始念佛法門講讀、以心圓上人（都是也）靜遍粉講源空上人撰（選）念佛集也、辯才不恥上古人也、今夜一段畢」とあり二十三日より九日間に亘つて講ぜられた。その結願の四月三日には「天晴、毎日講今日結願、其次以禪閣御筆置十念供養之、以四事供養爲布施、說法優美、聞者拭淚、事了布施遣宿房」と、その爽やかな辯舌により極めて優美に行われた事が知られる。なお、ここで靜遍は續選擇の中で用いると同じ「心圓」の房號を以つて呼ばれている事も注意されよう。

而して、その後は全く公儀の席に出る事もなかつたようであるが、特に承久の亂によつて後鳥羽法皇が隱岐に遷幸されて後は、その直後、高野山關係の史料③中に名を留めるのみであり、恐らく承久の亂を前後して、かつての有縁の地たる高野山に籠つたものであろうか。當時、野山においては蓮華谷に先輩の明遍が住し、散心の念佛を修していた（承久三年の當時、明遍。八〇歳、靜遍五六歳）。ここにおいて靜遍は明遍に倣い、その後ひたすら稱名に怠りなかつた事と思われる。かくて、貞

應三年（十四）四月二十日この南山において往生の素懷を遂げたが、皇代曆には

權大僧都靜遍於高野蓮池谷入滅年五十九 池大納言息、東寺明匠也、遁世後兵革之刻、仕法皇奉事、其後又歸龕于南山、隨從明遍僧都  
欣求淨土經年、號禪林寺僧都、又是蓮房云々

とあり、簡単ながら其の略歴をよく傳えている。

さて、續選擇の内容に關しては、それは既に先學も言われる如く密教の場に立つた選擇集の理解であるが、それは般舟讚の發見によつて源空の示された八箇の選擇に、更に五箇の選擇を加えて口稱念佛の勝義をかかげ、その念佛の

中に一切の定散善業が内含される事をあらわしてゆく。その五箇の選擇とは、大文第二選擇名數加續門に明かす選擇成佛普賢・選擇涅槃・選擇能生・選擇大乘・選擇歸命である。このうち、選擇成佛は般舟經、選擇涅槃は涅槃經、選擇能生は楞伽經、選擇大乘は雙觀經、選擇歸命は大日經を所依とする。かくて、源空の選擇義を更に鮮明にすると共に、大文第三選擇所依求續門においては、源空が需めてなお披閱しえなかつた善導の祕釋たる般舟讚の發見によつて十門の祕義を知りえた事を述べる。すなわち、その十義とは一に正雜母子互讚、二に三經諸教頓漸門、三に心蓮本願自證門、四に大國他方無二門、五に迷悟不增不減門、六に闡提廻心皆往門、七に恒憶惡趣增心門、八に定散俱廻得益門、九に生死涅槃不隔門、十に本初一念往生門の十門で、以下その各門毎に般舟讚の釋文を引いて述べる。

ところで、靜遍は先ず「倒見凡夫」・「垢障凡夫」ないしは「誘法闡提」の自覺の場に立つて易行の稱名をとる點は正しく源空における場合と同じである。しかるに靜遍における念佛は、觀佛における心相續が出來難い事によつて取られた憶念口稱（九、生死涅槃）（不隔門の下）であり、それは「以<sub>テ</sub>眞言菩提心<sub>ヲ</sub>相<sub>ニ</sub>應<sub>ド</sub>念佛三昧」當宗與<sub>ニ</sub>祕宗<sub>ヲ</sub>教門雖<sub>ニ</sub>異<sub>ナ</sub>ト<sub>ラ</sub>其旨自<sub>ニ</sub>一念佛三昧蓮花三昧、自心異名」（自證門の下）という言葉から知られる如く淨土宗即眞言宗の立場において言われている。した

がつて、この相即において念佛と一切の善業が母子の關係において述べられるが（子五 正雜抄）その善業たる定散二善は異の方便として（八、定散俱）廻する所に選擇の念佛があるとする。ここにおいて、諸行が念佛の内容として方便實踐の確固たる位置を占める。これによつて靜遍の念佛觀・諸行觀が略々推量されよう。

#### IV 唯 信 抄

唯信抄は承久三年（一二〇一）聖覺五十五歳の時の著作である。その自筆本は現在見られないが、親鸞の書寫したもののが四本残つてゐる。即ち津市専修寺に二本（一本は平、二本は）、西本願寺と東本願寺（十四葉、他は分散）に夫々一本を傳える。このうち、専修寺藏の平假名本奥書には

本云 承久三歳仲秋中旬

第四日以安居院法印聖覺

寛喜二歳仲夏下旬第五日以彼

真筆草本書寫之

文暦二歳未六月十九日

愚禿親鸞書之

とあり、上欄に「御年五十五也」および「文暦二年未三月五日御入滅也」の註記がある。

唯信抄の著作された承久三年といえば承久の亂が起り、その六月十五日に幕府の軍勢が入京し、討幕の責任者および之に加勢した僧徒をも處罰せんとした。時に聖覺は天台宗の指導的立場にあつたにも拘らず、その後も活躍した事から考えて、一應その人となりを窺つてみよう。

聖覺は通憲を祖父にもち、澄憲の息として生れた。澄憲は檀那流澄豪の門下であるが、特に唱導において譽たかく（安居院）しばしば貴顯に招かれて佛會・講會の導師・講師となつた事は枚舉に遑ない。しかるに、文治三年（一八七）四月往生要集を談義（玉葉、四月九日條）し、その翌五月に行われた最勝講には隱遁籠居の志により固辭した旨を奉行の宗隆に傳えている。即ち玉葉（五日一日條）によれば

證義者事、澄憲固辭、非啻限今年一度、惣可隱遁也、於今者永可被免公請云々、澄憲當時北京之法燈也、自由籠居全無謂、尋常名僧、各皆住此思、顯真道顯等各以如此、極不便事也、佛法之滅相、偏如此之事也、枉不可被免籠居之由、可奏聞之旨仰之

と、以後の公請をも免れたいと願つたが、澄憲は當時、天台座主全玄・三井寺長吏公顯・醍醐寺座主勝賢らと共に朝廷よりの信任があつく、したがつて其の願は許されず、その後も諸種の佛會に出席を餘儀なくさせている。しかし、この頃から聖覺が漸く公請を受けている事より考えると、或は自身に替えるに聖覺を以つてする意志のあつたものではなかろうか。そののち聖覺の登場は目覺ましく、その能説の才は澄憲にもまして人心の歸趣を集める事となつた。

このうち、文治五年正月の御齋會番論義には叔父にあたる覺憲と共に番法印を勤め「誠可謂一門光華歟」（御修法日記）と言われる程に一族の活躍は華々しいものがあつた。又、建久元年十一月三十日からの法成寺御八講には師の證眞（聖覺は竹林房證眞の正統をつぐと共に天台明所）と共に天台の堅義を行つてゐる（玉葉、十一月三日條）。その後、諸記録に出づるものの中、めぼしいものを拾つて年時順に並べてみよう。

(1) 建久三、四、一二

右少將忠行佛事の導師（心記）

(2) 建久三、四、二〇

新少將教成佛事の導師（心記）

(3) 建久六、三、一二

東大寺供養會の衲衆（東大寺續要錄）

(4) 正治元、二、一八

(5) 正治元、一一、三〇

(6) 正治二、一一、三三

(7) 建仁元、一一、三三

(8) 建仁二、五、一三

(9) 建仁二、七、下旬

(10) 建仁二、一〇、一四

(11) 建仁三、二、三

(12) 承元二、一〇、二四

(13) 建暦元、八、二三

(14) 建暦二、二、一八

(15) 建暦二、三、(七)

(16) 建暦二、五、一三

(17) 建暦二、七、二七

(18) 建暦二、一二、三

(19) 建暦三、正、二六

(20) 建暦三、四、二四

(21) 建暦三、五、三・四・六・七

(22) 建暦三、八、一七

院における賴朝追善御續經の唱導（明月記）

法成寺御八講の講師（猪熊關白記）

八條院の安樂壽院における美福門院佛會の講師（明月記）

鳥羽殿における講筵の講師（明月記補寫本）

最勝講の講師（猪熊關白記）

法性寺における佛會結願の導師（明月記）

吉水大懺法院供養の導師（猪熊關白記・明月記）

比叡山における慈惠大師像供養會の導師（伏見宮御記錄）

基通の千日講の導師（猪熊關白記）

准母春華門院崩御による佛事の導師（玉榮）

准母春華門院御月忌佛事の導師（玉榮）

源空六七日の導師（行狀繪圖）

六條殿の供花結願の講師（明月記）

春華門院御月忌佛事の導師（明月記）

法成寺御八講の講師（玉榮）

藤原實宗往生による佛事の唱導（明月記）

岡崎堂における阿彌陀經說法の唱導（明月記）

院における最勝講の講師（明月記）

良平の佛事供養の導師（明月記）

- (23) 建暦三、九、一〇・一三  
藤原兼子の逆修所における佛事の導師（明月記）
- (24) 建保二、四、八  
熊野三山寶殿神體圖繪供養の導師（後鳥羽院宸記）
- (25) 建保二、五、八  
大成就院における如法經十種供養の導師（門葉記）
- (26) 建保三、五、二四・六月一四  
高陽院における御逆修の懺法衆（仁和寺日次記）
- (27) 建保五、一〇、二九  
宣陽門院御逆修の懺法衆（伏見宮御記録）
- (28) 建保六、七、一三  
延暦寺總持院供養の導師（仁和寺日次記）
- (29) 承久元、一二、二  
日吉御八講の證義（伏見宮御記録）
- (30) 承久二、六、三四  
十禪師寶前供養の導師（華頂要略）
- (31) 承久二、七、三四  
日吉社御經供養の導師（華頂要略）
- (32) 承久三、五、二八  
清水寺學侶、勝軍地藏、勝敵毗沙門造立供養の導師（承久三年四年日次記）
- (33) 貞應一、五月  
法皇の四十九日之佛事の導師（續本朝通鑑）
- (34) 貞應三、四、一八  
日吉十禪師如法經十種供養の導師（華頂要略）
- (35) 貞應三、閏七、九  
百部如法經結願の導師（華頂要略）
- (36) 貞應三、五、四  
法勝寺における後高倉院御周忌御齋會の讀師（春華秋月抄草）
- (37) 嘉祐二、五、二七  
最勝講の證義（明月記）
- (38) 嘉祐二、七、三  
法勝寺御八講の講師（明月記）
- (39) 嘉祐二、一一、二七  
仁和寺五部大乘經供養の唱導（明月記）
- (40) 嘉祐三、四、二  
幕府二位家第三年忌追善供養の導師（吾妻鏡）
- (41) 嘉祐三、九、一八・二三  
藤原全子入寂により佛事說法の唱導・導師（明月記）

(42) 寛喜元、五、三三

最勝講の證義（民經記・明月記）

(43) 寛喜元、六、三

賀茂河崎三十講の講師（明月記）

(44) 寛喜二、四、一四

嵯峨念佛、善導像供養の導師（明月記）

(45) 貞永元、閏九、二九

延暦寺中堂における摺寫供養の導師（華頂要略）

(46) 天福元、六、二五

最勝王經講の講師（明月記）

(47) 天福元、八、一五

家光母棟子の十三回忌佛事の導師（明月記）

さて、ここで注意したいのはA源空との關係における問題とB承久の亂に如何に對處したかの問題で、これについて検討してみたい。

まずAについては、(45)に舉げた如く源空の中陰中、その六七日に導師をしているが、この事からすれば、それ以前に源空との交際があつたことは論を俟たない。その關係を示すものとして醍醐本法然上人傳記には

或時上人有瘧病コドタク種々治療一切不<sub>レ</sub>叶、于<sub>レ</sub>時月輪禪定殿下大歎<sub>レ</sub>之云、我圖<sub>ニ</sub>繪善導御影<sub>ヲ</sub>於<sub>ニ</sub>上人ノ前<sub>ニ</sub>供<sub>ニ</sub>養之<sub>ニ</sub>此由被<sub>ニ</sub>仰<sub>ニ</sub>遺安居僧（鏡脫）都許<sub>ニ</sub>御返事云、聖覺同日同時瘧病仕事候、雖<sub>レ</sub>然爲<sub>ニ</sub>御師匠報恩<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>參<sub>ニ</sub>勤仕<sub>ニ</sub>但早旦可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>始<sub>ニ</sub>御佛事<sub>ニ</sub>云々、自<sub>ニ</sub>辰時<sub>ニ</sub>始<sub>ニ</sub>說法<sub>ニ</sub>未時說法畢<sub>ニ</sub>導師併<sub>ニ</sub>上人共療病落畢<sub>ニ</sub>（以下略）

と、源空・聖覺の瘧病に關する記載があり、これは明義進行集によれば元久二年（一二〇五）八月の頃の事としてある。當時、兼實は深く源空に歸依し、特に建仁二年正月二十七日出家（白記・愚管抄）を遂げるや屢々佛會を催している。ところで、出家後まもない一月七日には「自法性寺殿有召、扶咳病申時許、圓能聖覺兩律師伺候、有六十卷沙汰云々」（明月）と兼實の咳病に際し聖覺が訪れている。ついで四月十五日には法性寺において念佛會が開かれ（明月）、更に七月十五日に同所で行わられた佛會に澄憲が請じられると共に(9)で舉げた如く其の結願（初日）には聖覺が導師となつてている。

又、澄憲は吉水の近く白河(末條)に坊舎を構えて(山塊記 中古京師内外地圖)いた事にもより、しばしば兼實の弟慈圓の居る青蓮院を訪れたようで、正治二年正月二十六日慈圓による逆修説法の如きは澄憲が導師となつてゐる(記明月)。このような事よりも、澄憲・聖覺と兼實・慈圓、兼實と源空の關係において、すでに源空在世中かなり早くより聖覺は源空と親交を結んでいた事を窺いうる。

次にBの問題については、前掲(23)・(24)・(25)・(26)・(29)・(31)・(32)の七事項は孰れも後鳥羽院の歸依・信任によるもので、特に(26)院の逆修は伏見宮御記録(御逆修部類記)に載せる僧名の寫によれば「僧名八口」として「前ほうむ權僧正玄」やうほう・「權僧正せいけむ」・「せいかく」・「めいせむ」・「きやうちう」・「はん玄む」・「玄けん」・「ちやうゑ」とある。これは仁和寺日次記によつて成寶・成賢・聖覺・明禪・慶忠・範信・慈賢・長惠である事が知られ、このうち聖覺は説法十一座を勤め、同じく説法した範信の四座、長惠の六座に比し數の上でも他を凌いでいる。このような重用も當時「説法優美」(玉葉、建暦二年、七八)として名聲が高かつた事によるものであろう。

このようにして仙洞よりも招請が漸く頻繁になろうとした時、後鳥羽院を中心義時追討の軍が起され、五月十四日に倒幕の宣が發せられるや、南都・北嶺の衆徒また之に應じた(紀百鍊抄・皇帝鑑)。かくて、同月二十八日には(32)にあげた如く戰勝を祈願して勝軍地藏・勝敵毗沙門が造立されて供養會が催された。即ち承久三年四年日次記によれば

五月廿八日辛亥、清水寺住僧等奉造立供養勝軍地藏・勝敵毗沙門、以聖覺法印爲導師、被遣主典代俊職、願文草大慈願清書  
爲長嗣少輔行能

と記されていて聖覺が導師を勤めている。しかし、祈請も其の效なくして官軍は敗退し、かくて三上皇の遷幸を初め關係者の處分が幕府の手によつて行われた。このような變遷の中になり乍ら、安貞元年(二七)には幕府の請によつて鎌倉へ下り二位家の追善供養の導師となつた事については、吾妻鏡(吉川家本)に

四月二日……民部大夫入道行然、爲二位家御追善、草創梵宇、今日遂供養、導師聖覺僧都、自京都令招請、夜前下著、凡表白、餽花啓白質玉之間、聽聞尊卑隨喜渴仰、匪言語之所覃、竹御所爲御結緣御出、相州武州渡御

このように、曾つて院の重用を受けた者が、のち幕府より招請されている事は、公・武の対立を超えて兩者より信任される程に唱導師として當時その譽の高かつた事を示すものであろう。それは又、(4)に示した善導像供養にも應じた事などからして、天台宗の顯位にあり乍ら唱導師という自由さにおいて源空の教を自宗に執われずに身證していくるものと窺われる。かくて、文暦二年(一一五)三月五日六十九歳で入寂したが、年來知遇の厚かつた定家は「濁世富樓那、遂爲遷化之期者、實是道之滅亡歟、悲有餘、今年六十九云々、先師七十八由被陳、碩學能說於今斷絕歟」(明月記)と澄憲が七十八歳で喪くなつた事をも思ひ合せて深く遷化を悼んでいる。

さて、唯信抄は其の本文を通覽するに、それは既に言われる如く前後に二分され、前半は專修念佛を顯正し、後半は異解を破斥するものであるが、特に其の末尾に「念佛ノ要義オホシトイエトモ署シテノフルコトカクノコトシ、コレヲミム人サタメテアサケリヲナサムカ」とあり、これは當時における「本業ヲ執シテステカタクオモフ」念佛者に對して、選擇集の眞意を顯わさんとしたものではなかろうか。今、このような觀點より考察を進めると、まず其の本願觀において特に第十七願への着眼が注意される。

マツ第十七ニ諸佛ニワカ名字ヲ稱揚セラレムトイフ願ヲオコシタマヘリ、コノ願フカクコレヲコ、ロフヘシ、名字ヲモテアマネク衆生ヲミチヒカムトオホシメスユエニ、カツ／＼名號ヲホメラレムトチカヒタマヘルナリ、シカラスハ、佛ノ御コ、ロニ名譽ヲネカフヘカラス、諸佛ニホメラレテナニノ要カアラム

と、第十八願における「十念」が名號である事の證明をなした事は、曩に稱名を觀經下下品の「稱南無阿彌陀佛」の

みに據る事に疑義を懷いていた高辨の所論にも答えるものである。

### 次に、専雜の二修については

ツキニ、コノ念佛往生ノ門ニツキテ、專修雜修ノ二行ワカレタリ、專修トイフハ、極樂ヲネカフコ、ロヲオコシ、本願ヲタノム信ヲオコスヨリ、タ、念佛ノ一行ヲツトメテ、マタク餘行ヲマシエサルナリ、佗ノ經咒オモタモタス、餘ノ佛菩薩オモ念セス、タ、彌陀ノ名號ヲトナエ、ヒトヘニ彌陀一佛ヲ念スル、コレヲ專修トナツク、雜修トイフハ、念佛ヲムネトストイエトモ、マタ餘ノ行オモナラヘ、他ノ善オモカネタルナリ、コノフタツノ中ニハ專修ヲスクレタリトス

とある。ここに言う専雜二修は源空における專修即正行、雜修即雜行の行々相對の判釋を展開したもので、源空の意趣を探り專修を「本願ヲタノム信ヲオコス」とか「ヒトヘニ彌陀一佛ヲ念スル」ことにおいて、更に雜修は「餘ノ行オモナラヘ他ノ善ヲモカネタル」ことにおいて稱名正定業の主體性を開明せんとするものであろう。

### 更に、三心釋における深心について

深心トイフハ信心ナリ、マツ信心ノ相ヲシルヘシ、信心トイフハ、フカク人ノコトハヲタノミテウタカハサルナリ  
と、特に就人立信を以つて釋明し、その少し後において

佛力ヲウタカヒ、願力ヲタノマサル人ハ菩提ノキシニノホルコトカタシ、タ、信心ノテヲノヘテ、誓願ノツナヲトルヘシ、佛力無窮ナリ、罪障深信ノミオモシトセス、佛智无邊ナリ、散亂放逸ノモノオモスツルコトナシ、タ、信心ヲ要トス、ソノホカオハカヘリミサルナリ

と信心の importance を強調する。これは選擇集に「涅槃之城以<sup>レ</sup>信爲<sup>ニ</sup>能入<sup>ト</sup>」(三心章)<sup>⑤</sup>とある信を顯示するものであつて、

高野の明遍(通達の高野)が心點うして散亂の故に散心念佛を修した事の例よりしても、當時「佛ノ願ヲ信セサルニハア

ラサレトモ、ワカミノホトヲハカラフニ、罪障ノツモレルコトハオホク、善心ノオヨルコトハスクナシ、コヽロツネニ散亂シテ一心ヲウルコトカタシ、身トコシナエニ懈怠ニシテ精進ナルコトナシ、佛ノ願フカシトイフトモ、イカテカコノミヲムカヘタマハムト」いう疑問に對し、前にあげた如く「佛智无邊ナリ、散亂放逸ノモノオモスツルコトナシ」という答をなして、疑いなく本願を信すべき事を明かす。

以上は前半における概観であるが、更に後半においては十念・臨終念佛・罪業・宿善有無・一念義と當時念佛者中において論議されていた問題につき夫々に亘つて答えたものである。猶これららの論議は「惣シテ念佛ノ義ヲカクイウ事ハ、カヘテアサキ事ナリ」（明義進）（行集二）と言われる如く、分別する事により、かえつて念佛往生の本義を見失うものである。このうち、最後の一念義については「一念ノ義ヲタテヽミソカラ念佛ノ行ヲヤメツ、マコトニコレ魔界タヨリヲエテ末世ノ衆生ヲタフロカスナリ」と一念義の邪執を破すと共に「一念スクナシトオモヒテ、徧數ヲカサネスハ往生シカタシトオモハヽマコトニ不信ナリトイフヘシ」として多念の偏執をも諷めている。以つて當時における専修念佛者の思想的な胎動をも察知されよう。

① 石井教道『選擇集の研究』總論篇二〇六頁による。

② 佛教古典叢書『續選擇文義要鈔』の解説。その後、藤原猶雪氏は「史料としての續選擇文義要鈔」（『日本佛教史研究』に所收）として發表された。

③ 承久三、九、一七高野山大塔領備後太田莊を舊制に復すについての靜遍添狀、承久三、一〇、二〇高野山領紀伊神野・眞國兩莊の御願用途についての靜遍奉書

④ 山田・藤原兩氏の前記解説、石田充之『日本淨土教の研究』三四一～三七九頁

⑤ 玄義分傳通記四、決答授手印疑問鈔下、明義進行集二、法然上人行狀繪圖一六による。

## 第二章　彈壓下における門下の胎動

### 一

聖道門側よりする専修念佛への論難は、更に専修念佛者彈壓へと發展し、それはまた何回となく繰り返えされた。その度重なる彈壓について、法然上人行狀繪圖には第三十一卷に元久元年の山門訴状と元久二年の將軍尋問・興福寺訴状、第四十二卷には源空滅後の専修念佛停止として建保・貞應・嘉祐・天福・延應と擧げているが、その内容に關しては餘り觸れるところがない。今は其の初期（一一〇、嘉祐法難）<sup>（まさに限つた）</sup>における彈壓事情を史料に基いて考察しよう。

### I　正治二年（一一〇）念佛停止

（五月）十二日丙寅、羽林令<sup>レ</sup>禁<sup>レ</sup>斷念佛名僧等<sup>一</sup>給<sup>レ</sup>、是令<sup>レ</sup>應<sup>ニ</sup>恩喚<sup>云々</sup>、然間、比企彌四郎奉<sup>レ</sup>仰相<sup>ヨ</sup>具之<sup>一</sup>、行<sup>ヨ</sup>向政所橋邊<sup>一</sup>、剝<sup>ヨ</sup>取袈裟<sup>レ</sup>燒<sup>レ</sup>之<sup>一</sup>、見者如<sup>レ</sup>堵<sup>一</sup>、皆莫<sup>レ</sup>不<sup>ニ</sup>彈指<sup>一</sup>、僧之中、有<sup>ニ</sup>伊勢稱念者<sup>一</sup>、進<sup>ニ</sup>干御使之前<sup>一</sup>、申出<sup>一</sup>、俗之東帶<sup>一</sup>、僧之黑衣<sup>一</sup>、各爲<sup>ニ</sup>同色<sup>一</sup>、所<sup>ニ</sup>用來<sup>一</sup>也、何可<sup>ニ</sup>令<sup>レ</sup>禁<sup>レ</sup>之<sup>一</sup>給<sup>レ</sup>哉<sup>一</sup>、凡當時<sup>ニ</sup>御<sup>ニ</sup>釐務之體<sup>一</sup>、佛法世法<sup>一</sup>、共以可<sup>ニ</sup>謂<sup>ニ</sup>滅亡之期<sup>一</sup>、於<sup>ニ</sup>稱念衣<sup>者</sup>、更不<sup>レ</sup>可<sup>ニ</sup>燒云々（吾妻鏡一六）

この賴家による禁制は彈壓事件として最初のものであつて、この當時かなりの念佛僧が鎌倉に居留し、伊勢の稱念を中心勧進していた事が知られるが、その稱念が如何なる人物か分らない事、および鎌倉のみに關するものであるから、今は源空および門下と直接に關係しないので、ただ史料のみを擧げるに留める。

### II　元久元年（一一〇）山門訴狀

南都北嶺の衆徒念佛の興行をとゞめ、上人の化導を障礙せむとす。土御門院の御宇門徒のあやまりを師範におはせて、蜂起するよしきこえしかども、なにとなくやみにしほどに、元久元年の冬のころ、山門大講堂の庭に三塔會合して、専修念佛を停止すべきよ

し、座主大僧正眞性に訴申けり（行狀繪圖三一）

源空を中心とする吉水教團に對する彈壓の嚆矢は、右の如く山門衆徒の手によつて放たれた。ここに專修念佛者に關する罪狀は、座主眞性を介して責任者たる源空に通達されたようである。しかし、その罪狀は一々に亘つて知る事が出來ないが、源空の側でしたためられた七箇條起請文および送山門起請文（漢語燈錄 卷十所收）によつて大體を窺い得られる。即ち、前者にあつては第一箇條に「破眞言止觀、誹謗餘佛菩薩上」とあげ、後者には「誹謗他教法、諸宗由此陵夷」として共に「誹謗」を問題とする。特に後者では

傳聞此旨心神驚怖終事聞于山門議及于衆徒可加炳誠之由被申畢貫首畢此條一者恐衆勘一者喜衆恩所恐者以貧道之身忽及山洛之禁所悅者銷誹法之名永止花夷之誹若非衆徒糾斷者爭慰貧道之愁歎哉（惠空寫本）

とあつて、誹法の點が山門僧徒において衆議され、貫主より嚴誠を加えられるように欲求した事は、當時、山徒においては源空を天台宗の僧侶として認め、源空また、衆徒の誤解と理解を恐れと喜びの心を以つて辯疏された。この事は宗派としての淨土宗獨立が此れ以後にある事を示すものであろう。

### III 元久二年（一二〇五）將軍家尋問

津戸の三郎、上人の門弟淨勝房、唯願房等の僧衆、少々申くだして、念佛の先達として、不斷念佛をはじめおこなひけるを、爲守聖道の諸宗を誹り、專修念佛を興するよし、元久二年の秋のころ、征夷將軍右大臣 賀朝公に、あかぬさまに、讒申るものありて、召募らるべきよし、きこえければ、爲宗おどろきて、もじさる事あらば、いかゞ申上候べき、難咎の詞、假令の様を假名眞名に、くはしくしるし給べきむね、飛脚をもて、上人に申入たりければ……（以下略）（行狀繪圖二八）

ここにいう津戸三郎爲守は、武藏國津戸の住人で、源空の專修念佛に歸し、法名を尊願と言い、仁治四年（一二〇三）正

月師の源空を思慕しつつ自害往生を遂げた（元亨版和語燈錄卷四）。時に齡八十一であつたというから、元久一年は四十三歳の壯年に當る。右の事件はこの年、淨勝房と唯願房が津戸へ東下して念佛勸進を行つた折に起つたものであり、爲守は將軍よりの糾問に備えて師源空に消息を以つて念佛の要義を尋ねた。これに對する源空の返事は右記の文につづいて載せられ、法然上人傳記（九卷傳）にも此の返答を記してあるが、兩書共その月日を誌していない。しかるに、元亨版の和語燈錄には十月十八日付となつてゐる。即ち、これによれば「御文くはしくうけ給り候ぬ、念佛の事召問はれ候はんには、なしかはくはしき事をは申させ給ふべき」として、以下専修雜修などについて教示されている。かくて、翌年四月二十五日には次の如き御教書が下つた。

津戸郷内建立念佛所、令居<sub>レ</sub>住一向專修輩<sub>一</sub>之由、所<sub>ニ</sub>聞食<sub>一</sub>也、彼宗之子細爲<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>御尋<sub>一</sub>、爲<sub>ニ</sub>宗之輩<sub>一</sub>兩人、早可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>召進<sub>一</sub>之狀依  
仰執達如<sub>レ</sub>件  
〔行狀繪圖  
二八所載〕

次いで、同月二十八日に尋問が行われ、これに對する申し開きがあり、ここに已前の如く勸進する事を許されてい  
る。

#### IV 元久一年(一五)興福寺訴狀

其後興福寺の辯陶猶<sub>マサニ</sub>やまづ、同一年九月に蜂起をなし、白疏をさゝぐ、彼狀のことくは、上人ならびに弟子權大納言を重科に處せらるべきよし訴申、これにつきて同十二月廿九日宣旨を下されて云、頃年源空上人都鄙にあまねく念佛をすゝむ、道俗おほく教化におもむく、而今彼門弟の中に、邪執の輩名を專修にかるをもちて、咎を破戒にかへり見ず、是偏門弟の淺智よりおこりてかへりて源空が本懐にそむく、偏執を禁過の制に守といふとも、刑罰を誘諭の輩にくはふることなかれ云云取詮君臣の歸依あさらざりしかば、たゞ門徒の邪說を制して、とがを上人にかけられざりけり（行狀繪圖三一）

ここに白疏というのは、専修念佛に對して九失をあげた元久二年十月の興福寺奏狀である。その奏狀によれば、第一失に新宗を立てる失を擧げるが、この事は南都側では天台宗とは別に念佛宗（淨土宗）を新しい一宗と見なしていた事を示すものであろう。又、この訴に對する宣旨に「是偏に門弟の淺智よりおこりて、かへりて源空が本懷にそむく」とあつた事は、朝廷の寛大なる處置により一應解決を計つたものとして注意される。

## V 元久三年（一二〇六）興福寺重訴

（月）十四日、乙丑、陰、新宰相送御教書院宣曰法々・安樂兩人可召出、又高野惡僧覺幽同可被配流者、件法々・安樂兩人源空上人一弟也、安樂房者勸進諸人、法々房者立一念義、仍可被配流此兩人之由、山階寺衆徒重訴申之、仍其操作者、縱雖爲不善、所勸所執、只念佛往生之義也、依此事被行罪科、可痛哭々々々、當此時奉行此事、先世罪業之令然歟……（以下略）（三長記）

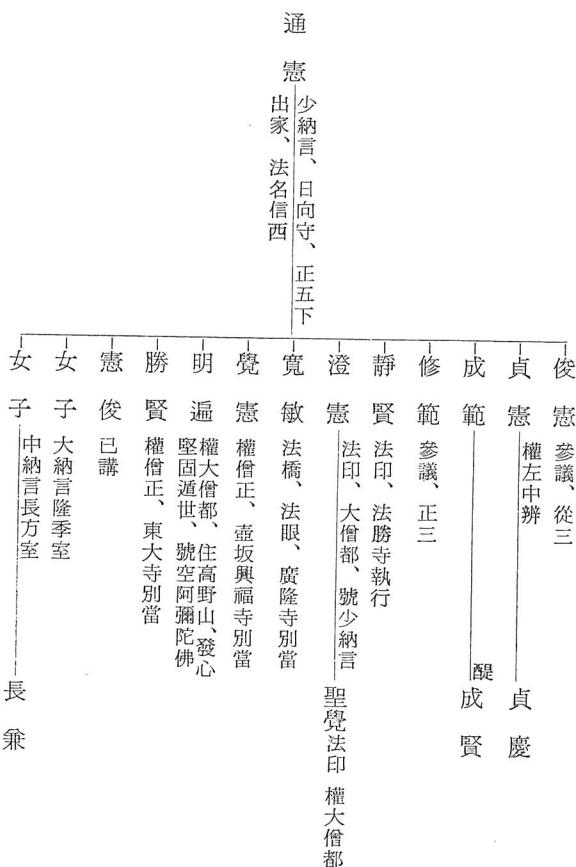
ここに「法々」とあるのは、同じく三長記一月二十二日の條に「法本」とあり法本房行空の事であるが、この行空は操行の不善により、このころ惡僧の名を恣にしていた高野山の覺幽と共に配流されんとした。また安樂房遵西の場合は念佛勸進の行き過ぎが問題となつた如くである。時に、奉行として事件の處理に當らねばならなかつた三長記の筆者三條長兼事頭辨（當時職）は、専修念佛の理解者であつただけに「當此時奉行此事、先世罪業之令然歟」と歎いている。かくて長兼は、十六日に衆徒の訴を攝政良經（兼實）に報告し、十九日には

其次謁解脫房、念佛宗口宣間事示子細、衆徒難不可然之由示之、但寬宥背訴訟本意歟

（三長記）

と當時、上京中の貞慶に會つて念佛宗口宣について話合いをしている。この院宣とは昨年の訴狀に對して出された宣旨を指すものであろう。その後、興福寺の五師・三綱により院宣をめぐつて事件が展開するが、これに關しては田村圓澄氏の「元久の法難」（法然上人傳の研究）に詳しい。

ところで、貞慶と長兼の關係であるが、それは既に注意される如く從兄弟の間柄にあるが、更に貞慶が前年興福寺を代表して奏狀を起草し、今又わざわざ上京した事については、貞慶その人の立場を窺つてみなければならぬ。まづ、一族のうち主なる人々を尊卑分脈（藤原氏）より左に抽出しよう。



右によつて知られるように、貞慶は安居院の澄憲、高野に隠遁した明遍、興福寺別當の覺憲、東大寺・醍醐寺の別當

當になつた勝賢（勝憲）をいづれも叔父とする。その傳記については解脱上人御形狀記（天文六年良願書）に要領よく纏つてある。今、その摘要をかかげよう。

久壽二年五月廿一日誕生、第七十八代二條院御宇應保二年壬午南都下向<sub>八歳</sub>、同御宇永萬元年乙酉御出家受戒<sub>十一歳</sub>、第八十一代安德天皇御宇壽永元年壬寅維摩會研學堅義<sub>廿八歳</sub>、第八十二代後鳥羽院御宇文治二年丙午維摩會講師<sub>三十歳</sub>、自應保二年至建久二年、卅一年住本寺給、建久<sub>(二)</sub>壬子御移住笠置<sub>八歳</sub>、至承元二年十六年住于彼寺、第八十三代土御門院御宇承元二年戊辰自笠置寺御移住于海住山寺<sub>五十歳</sub>、至建暦三年御止住、首尾六個年也、第八十四代順德院御宇建暦二年壬申初冬御不食、同三癸酉正月增氣、二月朔日兼而被示御臨終之式、同月三日奉向西南方端座御入滅、春秋五十九歳、夏禡四十九年也。

これによつて分るようすに、興福寺における修學は三十一年の長きに亘り、この期間における右文書の記載には壽永元年（一一〇二）維摩會の研學堅義と文治二年（一一〇六）維摩會の講師しか挙げてないが、他にも興福寺の學僧として活躍した史料は多く知られる。今、文治以後のものだけを拾うと次の通りである。

- (1) 文治二、四、二六 東大寺造立大般若經書寫供養の導師（東大寺造立供養記）
- (2) 文治二、八、五 興福寺維摩會の講師（玉葉）
- (3) 文治三、七、三 法勝寺御八講の講師（法勝寺御八講問答記）
- (4) 文治四、七、二七 季御講經の論義（玉葉）
- (5) 文治五、一二、一 八講結願の講師（玉葉）
- (6) 建久二、二、二一 法成寺八講の問者（玉葉）
- (7) 建久二、一〇、七 中宮御惱による續經供養の導師（玉葉）
- (8) 建久二、一〇、一一 春日社における心經・般若經供養の導師（玉葉）

このうち、(1)においては醍醐寺別當の勝賢と共に導師をし、(3)では興福寺別當の覺憲（覺憲は貞慶の叔父である）が證誠の時には講師を勤めた。これは當時、貞慶が「說法珍重、只恨其音少、云談云辨、末代之智德」（信圓（兼實）僧正余相共拭感淚）<sup>(8)</sup>（カツコ内筆者註）と、若くして說法に秀っていた事は叔父達等の寵愛をうけるに相應しかつた。而も右にあげた史料が多く玉葉に記載されている事からも、兼實との親密さをも窺われるが、殊に兼實は貞慶の笠置籠居に關して

二月八日、辛亥、陰、入夜雨下、貞慶已講來、件人可籠居云々、仍爲尋其事所相招也、申旨條々、仰旨種々、大略依冥告所思立歟、意趣尤可貴、其上猶餘有仰旨等、大略重可祈請大明神之由也、末代難有之顯賢也、可叶物用之人、縉素皆如此、是則佛法滅相也、可悲々々（玉葉六三）

と、この一事を以つてしても兼實の貞慶に對する敬慕の程が察せられる。

かくて建久三年、笠置に籠居したが、しかしその後も「籠居」の形をとりつつ、折にふれて公請にも應じた事は次の通りである。

- (1) 建久六、三、一二 東大寺供養の梵音衆（東大寺續要錄）
- (2) 承元四、九、一九・二〇 瑜伽論供養の導師（承元四年真注曆裏書）
- (3) 建暦元、八、二六 大般若經供養の導師（玉葉）

上宮王院釋迦念佛の勸進（法隆寺寺要日記・同別當次第）

春華門院五七日の導師（明月記）

八條舊院における說法（明月記）

- (1) 建暦二、二、一二
- (2) 承元四、九、一九・二〇
- (3) 建暦元、八、二六
- (4) 建暦元、九、六
- (5) 建暦元、一二、一二
- (6) 建暦二、二、一二

このうち(1)の東大寺供養會は皇代暦(四)によると「導師興福寺別當權僧正覺憲、呪願東大寺別當前僧正勝賢兄弟也」とあつて、二人の叔父が共に顯職にあり、醍醐寺座主次第には「導師呪願兄弟相共勤仕之條、誠希代勝事也」と載せている。しかしに、勝賢は翌建久七年六月二十二日に五十九歳で入寂(明月記一・五八代記二)し、覺憲はなお暫く存命(本朝高僧傳によれば延暦二、一二二七(七十二歳)寂)するも其の後ほとんど活躍しなかつた事よりすれば、貞慶は籠居の身とはいえ興福寺を主とする南都の諸宗を代表する立場にあつた事も充分にうかがわれよう。又、(2)の瑜伽論の供養會には後鳥羽上皇の笠置御幸を迎え、(5)の春華門院の五七日佛事には宜秋門院(中宮)の請によつて導師を勤める等、院よりの歸依が篤い。この事は兼實との親交、長兼との血縁關係もあづからつて、上京し活躍せねばならぬ事情にあつたと思われる。更に(4)の上宮王院釋迦念佛の勧進は、貞慶が修した念佛が如何なるものであつたかを知る史料である。この種の念佛は招提千歲傳記(舊事編)に

同一年壬戌秋八月、解脫上人試修念佛會、勸人修理東室以爲念佛道場

とあつて建仁二年(一二〇二)に始めた事を知りうるが、それは釋迦念佛の外、觀音・彌勒の寶號をも稱える(招提千歲傳記下之二・春日權現院記)七大寶<sup>自記</sup>などものので、しかも此等は觀念助長の手段のため、「念佛三昧即是唯識觀也」の立場において修するものである。

以上、些か貞慶に關して興福寺の上奏に活躍する必然性を探つたが、以下その重訴の経過を窺つてみよう。これについでは三長記に最も詳しいので、三長記によつて長兼の動きをみる事とする。

- (a) 二月十四日 行空・遵西兩人の配流に關する訴訟處理に困惑する。  
(b) 二月十六日 良經の許へ參向し、念佛宗口宣について報告する。

- (c) 二月十八日 良經の許に参向、念佛宗口宣の書大略神妙の由の仰を受く。
- (d) 二月十九日 貞慶に謁し、念佛宗口宣について話し合うも、口宣の寛宥な處置が問題となる。
- (e) 二月廿日 五師三綱（興福寺使者）、良經の許に参り直訴する。
- (f) 三月廿一日 三綱、長兼を訪ねる。長兼、直訴の不當を難ず。ここに新めて五師より源空ならびに遵西・幸西（成覺）・住蓮・行空を罪科に處すべき旨を申す。
- (g) 三月廿二日 先度宣下の状について再検討し、遵西・行空については偏執過傍輩として罪科に處する事により訴訟に應える。
- (h) 三月廿五日 念佛口宣の事について検討する。
- (i) 三月卅日 行空・遵西を罪科に處する旨の宣旨下る。
- (j) 五月廿七日 家實（家實攝政となる）（三月七日良經寂）より前議に任して宣下方を奏上するよう仰あり。
- (k) 六月十三日 兼實の許に祗侯し、念佛宗の事について意見を聽く。
- (l) 六月十九日 上皇より專修念佛宣旨仰詞について諸郷に諮詢あり。
- (m) 六月廿一日 基房（關白）の意見を聞く、次いで實房（左府）・賴實（東宮傳）・忠經（内府）それぞれの意見を聞く（右府隆忠は病氣のため意見なし）。
- (n) 六月廿六日 念佛宗宣下について參院。
- (o) 六月廿八日 參院、專修念佛者より申狀が院へ出されていた。
- (p) 八月五日 興福寺三綱來り、念佛宗宣旨を早く沙汰される様に要請する。

右の如き三長記の記載は、八月五日で終つてゐるが、つまるところ専修念佛者の處罪は容易に行われなかつたようである。即ち、興福寺側が専修念佛者による佛法衰微を理由として、速かな處罰の宣下を何回となく要請したにも拘らず、若し宣下して念佛が衰微する事になれば其の罪業はどうなるのであらうか。(m)の諸卿における意見は此の點を問題としている。これは當初、長兼が奉行として訴訟の處理に當らねばならない時「當時奉行此事、先世罪業之令然歟」と困惑した如く、諸卿の意見も一應訴訟に同意しても積極性に缺けていた事が、結局は行空・遵西の處分も明法博士に附して罪名を考勘する事だけで、その處斷は翌建永二年(承元改元一〇・二五)にもちこされる事となつた。すなわち明月記によれば正月二十四日に「専修念佛之輩停止」の風聞があり、そののち、兼實による寛恕方の運動もなされたが、更に皇帝紀抄には

二月十八日、源空上人號房配流土佐國、依專修念佛事也、近日件門弟等充満世間、寄事於念佛、密通貴賤并人妻可然人々女、不拘制法日新之間、攝取上人等、或被切羅、或被禁其身、女人等又有沙汰、且專修念佛于細諸宗殊鬱申之故也

と記して、貴賤ならびに人妻との密通という風紀上の問題が大きくなり上げられてゐる。この事は逆説的に言えば、當時いかに多く女性の間に専修念佛の歸依者があつたかを示すものであろう。即ち、易行にして勝法なる稱名は汚穢の女人にとつて、この上ない淨土往生の教として渴仰された事は極めて當然であり、自然と行過ぎた點もあつたようである。今、愚管抄(六)によれば、遵西・住蓮による六時禮讚の唱導が女性ことに院の小御所の女房達に喜ばれ、行空も加わり夜分まで行われた事を誌してある。このような事が、いわゆる女犯の問題として聖道諸宗よりの非難と共に爲政者によつて危険視され、遂には張本者の死罪と責任者たる源空および門弟の處罰が實行される事となつた。この處分について日蓮の念佛無間地獄鈔には

人王八十三代土御門院御宇承元元年二月上旬、專修念佛之張本安樂・住蓮等捕縛、忽被頭畢、法然房源空沈ニ遠流之重科一畢、其時攝政左大臣家實と申は近衛殿の御事也、此事皇代記に見たり、誰疑<sup>レ</sup>之

とあつて、近衛家の家實（<sup>基通</sup>）が攝政の時に處刑が行われている事は注意すべき事である。即ち、兼實の寛恕運動が攝政良經（<sup>兼實</sup>の息）の死去によつて效を奏しなかつたのも、かかる政權の變遷と關連して考察すべきであろう。この九條と近衛との確執は、既に建久七年（九九）十一月二十五日兼實が關白を罷め、基實の息基通（<sup>近衛家</sup>）が關白・氏長者となつた時より表面化していく、愚管抄（<sup>大</sup>）には

<sup>（建久七年）</sup>七年冬ノ比、事共出來ニケリ、攝錄臣九條殿ヲイコメラレ給ヌ、關白ヲハ近衛殿ヘカヘシナシテ、中宮モ内裏ヲ出テ給ヒヌ（カツコ内）とあり、慈圓（<sup>兼實</sup>の弟）も亦座主を辭して籠居（<sup>愚管抄</sup>）している。この様に藤原氏内における主導權争いは相當深刻なものであつただけに、専修念佛者の處分をめぐつて微妙な對應を示した事も充分に考えてよからう。

## VII 建保五年（一二〇）空阿彌陀佛追放

三月十八日、乙未、專修念佛上人空阿彌陀佛、於九條油小路堂、自今月一日、集四十八口之徒黨、始四十八日之稱念、而問山門惡徒等爲成郭障蜂起之旨巷說風聞、因茲終夜□本尊四十八體遂電云々

（仁和寺日次記）

建保五年といえ巴源空の入滅後五年を経過する。この間に貞慶寂（<sup>建保五年</sup>）し、次いで公胤も滅（<sup>建保四年</sup>）するが、建保の初め頃から漸次山徒・衆徒の争亂は激しく、山門對南都（<sup>建保元年八月、清閑寺境相論を</sup>）、山門對寺門（<sup>（の園城寺焼打など）</sup>、山門内の派閥爭（<sup>（建保二年九月、平泉寺長吏を）</sup>など、それは全く勢力争いのほか何物でもない。ここにおいて建保三年七月五日には、諸寺僧徒の武勇禁斷に關する宣旨が下りている（<sup>釋迦寺新要錄二一</sup>）が、これによつても山徒を中心とする横暴鬪亂の有様を窺いえられる。

かかる時期に、空阿彌陀佛(明義進行集二行狀繪圖四八)が信徒と共に四十八日間もの稱念を修するや、直に山徒蜂起の風聞があり、爲に念佛衆は退散を餘儀なくさせられた。この集會に關しては明月記に詳しく述べてある。すなわち會所の九條油小路堂とは「故宗通卿後家所造之堂九條世稱大富相國堂」であつて、主催者である宗通の室は「是隆信朝臣娘、九條院所生尼公」とある。したがつて、その集會は「多集壇越、天下之貴賤競而結縁」と其の昌んな事を知りうる。このように當時、念佛宗は女性の間で歸仰をうけたが、この事は既述した如く風紀上の紊亂をも醸し出すもので、例え明月記の建保元年七月十八日の條に

傳聞、左中將伊時朝臣妻勃内大臣妻落胤云々出家爲尼云々、是近代念佛宗法師原之所爲歟、天下婦女競假尼形、扈從狂僧已爲流例耳と、多くの女性が念佛僧に扈從する模様を語つてゐるが、特に定家が、これらの女性を嬌女、僧を狂僧と稱して蔑視している事よりすれば、僧尼の間に風紀上いかがわしい點のあつた事も認めねばならない。この事は慈圓をして「女犯ノ專修」(愚管抄六)と言わしめ、何阿彌陀佛と名のる念佛者の横行を「佛法ノ滅相」(愚管抄六)と歎かしめてゐる。

#### VII 建保七年(一九)念佛者追放の宣旨

往生院の念佛房又號念阿は、叡山の住侶、天台の學者なりき。しかるに上人の勸化によりて、淨土の出離をもとめ、たちまちに名利の學をやめて、ふかく隱遁の風味をこひねがはれたり……(中略)……承久三年、嵯峨の清涼寺釋迦堂是也回祿の事侍しを、このひじり、知識をとなへて程なく造營ををへ、翌年二月廿三日、供養をとげられき、かの西隣の往生院も、このひじりの草創なり

(行狀繪圖四八)

當時、空阿を中心とする動きと共に、嵯峨往生院の念阿彌陀佛の動きに注目しなくてはならない。念阿は嵯峨の往生院に住み、釋迦堂の再建に盡力した事が知られるが、これについて百鍊抄(一三)に

二月廿三日、今日嵯峨清涼寺供養也、法皇御幸、雲客爲「堂童子」、先年回祿之後、往生院念佛房所<sup>ニ</sup>造營<sup>一</sup>也とあつて、ここに言う先年の回祿とは、前年の建保六年十一月十日の焼失を指すものであろうか。この年、念阿は六十三歳(建長三年九十五歳より逆算)で、當時、禁制下にも拘らず釋迦堂を中心に多人數が集つたため、翌建保七年つきの如き院宣が下された。

### 被下嵯峨院宣

近曾破戒不善輩不拘嚴禁、猶企專修念佛之由有其聞、而先師法眼存日之時、清涼寺之邊多以止住云々、相繼遺跡若有同意者、彼寺執務縱帶相承之理、不可有免許之義也、早存此旨可令禁止給、院宣如此、仍執達如件

建保七季後二月四日

按 察 使 在判

治部卿律師御房

さらに、同日付の權律師良曉の謹請と閏二月八日付の辨官下狀が、いずれも高祖遺文錄(念佛者追放宮狀)に收録されている。その内、後者にあつては「破戒沙門結黨於道場、偏以今按佯、爲唱佛號妄作邪音、將蕩放逸人心、見聞滿座之處、雖現賢善之形、寂莫破窓之夕不異流俗之睡、是則非發心之修善、企濫行姦謀也、豈謂佛陀之元意僧徒之所行乎」と、以つて糾斷の理由を明かしている。

### Ⅲ 貞應三年（一二四）專修念佛者禁制

八月五日、專修念佛者禁制事宜下、頭右大辨頗資奉行、其詞有「養老制戒延喜符勾」云々

（皇代曆四）

ここにいう禁制宣下の原文は、今日傳えられていないので知り得ないが、この禁制に至る事情は既に宮崎圓遵氏によつて詳細に述べられている（「親鸞の立勢と教行信證の研究に所收」）。すなわち、それは停止一向専修記に收められている貞應三年

五月十七日付の延暦寺三綱連署の上奏文に發起するもので、その内容は六箇條に亘つてゐる。そのうち第一條の「不可レ以彌陀念佛・別建セ宗事」は、曾ての興福寺奏狀の第一失に相當するもので、ようやく茲に、延暦寺側は念佛宗（淨土宗）を自宗（天台宗）より別立したものとして、その新議邪宗の不當を衝く。かかる山門よりの上奏に對し、六月二十九日には左衛門督佐信盛より座主（圓基）宛に、更に七月五日には右中辨賴隆より同じく座主宛に諒承と不日宣下の約束がなされている。とくに七月五日付の綸旨においては、「所謂根本隆寛・成覺・空阿彌陀佛等、可レ令レ處其身於遠流之由」と記され、隆寛・成覺（幸西）・空阿が張本者として擧げられている。このうち空阿については、明月記の嘉祿元年四月二日の條に

去月下旬入道相國於中山迎講、應請空阿彌陀佛勸勸在天王寺、依此事推而入洛云々事非密儀、總公卿列座管絃云々

とあり、更に同じく明月記の五月四日條に

近日傳聞、上人空阿彌陀佛專修念法師依山衆徒訴訟被出關外了、而依入道相國招請入洛、於中山修迎講、歸天王寺之間、煩時給之由日來聞之、自去月下旬在一條高倉邊、只今往生之由閻巷騷動、天下貴賤尼女悉群集、面々各々捧珍膳供養、其物皆用風流、飫玉結花入菓物飯菜、每數受之食之、往生及十餘日病漸付減、供養不怠云々

とあり、空阿は關外に追放中の身であるにも拘らず、賴實の招請によつて中山迎講を修してゐる。この事よりすれば空阿等の流罪は未だ行われず、かえつて貴顯の信者の間に身をかくしつつ念佛勸進を行つてゐたようである。このような張本者處分の延期には、その裏に信者達の擁護と、承久の亂後の無秩序による實行不可能の事情が考えられる。特に當時の世相は、「盜賊公行、時運可愁」（東京國立博物館明月記、大日本史科によれば嘉祿元年七月二日推定）と悲しませた程で、嘉祿元年より三年に亘る群盜の跳梁とこれに伴う放火は相つて起り、秩序の紊亂は漸次はげしさを加えていた。かかる事情に

よつてか前記三人の處分は嘉祿三年七月まで延ばされる事となつた。しかるに、この處分が行われる直前の六月二十日には、山徒によつて源空の大谷墳墓破却がなされている。その模様は法然上人行狀繪圖(四二)に爰に、上野國より登山し侍ける並木の堅者定照、ふかく上人念佛の弘通をそねみ申て、彈選擇といふ破文をつくりて、隆寛律師の庵にをくるに、律師又顯選擇といふ書をしてこれをこたふ。その詞には、汝が僻破のあたらざる事、たとへば暗天の飛碟のごとしとぞあざむかれて侍る。定照いよくいきどをりて、ことを山門にふれ衆徒の蜂起をすゝめ、貢主<sub>淨土寺僧</sub>にうたへ、奏聞をして、隆寛幸西等を、流刑せしめ、あまさへ上人の大谷の墳墓を破却して、死骸を鴨河にながすべきよし結構す

とあり、これによれば彈選擇對顯選擇の論戦が原因となつてゐる。この兩書は共に現在傳わつてないので、その所論を審に知りえないが、金綱集(五、淨土寺僧下)所收の「念佛者所追事」には

元仁二年正月、依有人勸、略製此書、同年夏、件人以此書披露京中、隆寛作救、號顯選擇、嘉祿三年後三月、岡本迎蓮、以顯選擇披露東國、無智道俗皆依此書謂彈者誤、仍爲決是非、以彈顯選擇等、同四月付便送進之處、三院碩德、一山之衆徒即披閱之、大以動搖、且爲止謗法之罪、且爲止邪見之教、六月十七日内、三度三塔會合經奏聞畢

とあつて、彈・顯二書の是非が山上において論じられてゐる。その折の批評は右の史料につづく堅者永尊の狀に詳しが、要するところ定照の彈選擇は「遙勝摧邪輪高麗明惠房撰之筆體義理整足、殊勝之由、人人申候」として大いによろこばれてい。この様な彈選擇に對して隆寛は顯選擇の中で「汝僻破之不中者、猶若暗天飛瓦礫也」(淨土寺傳燈錄一三)と記して定照の所論を破した事は山徒の激憤をかい、遂には大谷にある源空の墳墓をあばき其の死骸を鴨河に流そうとする暴舉にまで進展しようとした。

かくて、山門の専修念佛者に對する彈壓は、墳墓を破却せんとする直接行動によつて發されたが、七月一日には南

(明月記・高祖遺文錄五)

都側もこれに呼應（明月）し、七月六日には隆寛・空阿・幸西の遠流が決定（皇帝紀抄・百）し、ついで七月十七日に專修念佛停止の宣下がなされ（民經）、翌八月二十七日には念佛者餘黨四十四名の搦出についての別當宣が出されるに至つた（民經）。更に其の直後なされたと思われる選擇集と其の印板が大講堂前で焼却する（地獄鈔無間）という事件は、大谷の墳墓發掘と共に源空の流れをくむ者にとつて忘れがたい受難であつたと思われる。

以上、專修念佛者への彈壓に關し史料にもとづいて考察してきたが、これらのうち後世法難として念佛者の胸に刻みこまれたものは、興福寺の再度に亘る訴より展開された建永二年のいわゆる承元の法難と、貞應三年の禁制に端を發し源空墳墓の破却に始まるいわゆる嘉祿の法難である。しかし、これらの法難にも拘らず、その後も引續き專修念佛停止の禁制があり、文曆元年（三四）における花山院侍從入道教雅（念佛上人）の遠流・餘黨の追却（百鍊抄・文曆）、翌文曆二年には白衣の念佛者が都鄙に横行した（二、妻義、文曆）事などより窺うと、聖道門側よりの彈劾壓迫下にあり乍ら、かえつて其の彈壓の故に源空の「各住各居」の遺諒を守り諸方に教線を擴張していくよう推察される。

- ① この間の事情については伊藤祐晃『淨土宗史の研究』一〇五・一〇六頁に詳しい。
- ② 仁和寺日次記によれば、建保六年十一月十日に嵯峨釋迦堂（清涼寺）と阿彌陀堂（栖霞寺）等の焼失が記載され、百鍊抄（一）には承久元年七月十九日に嵯峨釋迦堂の上棟を誌し、そののち承久四年二月廿三日までの間に回祿の記録を見ないので、先年の回祿は建保六年の火災と推定した。
- ③ 當時の諸記録に載るものと擧げると、嘉祿元、九、二、延曆寺阿彌陀院および延勝寺の盜人放火（百鍊抄・皇帝紀抄）・同年、一〇、三、群盜、七條院御所仁和寺殿に亂入（明月記・百鍊抄）・嘉祿二、八、二六、博打凶徒群盜による太政官文殿の放火（明月記・民經記・皇帝紀抄）・同年九、一一、民部省文庫に盜入（明月記・百鍊抄）・同年一〇、六、大納言源通具の土倉に盜源空門下における念佛義の展開

(明月記)・嘉祿三、正、一〇〇二、一、群盜横行、ために六波羅より武士巡羅警護 (明月記)・同年、三、二七、群盜横行、内藏寶寶藏に盜 (明月記)・同年五月、忠行の一條高倉第に群盜襲來 (東京國立博物館藏明月記)・同年一二、五、盜、法成寺に入り佛具金物を取る (明月記)・同年、一二、七、近日群盜蜂起 (明月記)

## 一一

承元・嘉祿の二法難を頂點とする彈壓下において、源空の門下達はよく其の苦難に堪えつゝも、專修念佛の弘通に勤めた事は、そののち淨土宗教團の隆盛をもたらす基因となるものであろう。ところで、この淨土宗が間もなく諸派に分立した事から推せば、既述した如き度重なる彈壓が諸派分流の契機をなしたと共に、その要因は源空の示した念佛往生の教を門下の人々が如何に受容したかにあると言えよう。

さて、その念佛往生とは源空の場合、第十八願に基くものであり、「乃至十念」の念佛は「上取ニ一形下取ニ一念」(選擇集の本願章私釋、大經釋經云乃至の下)の稱名念佛であるが、かかる念佛往生の教を受ける門弟の中には「乃至」の意趣をつかみえず、或は一念で事足りると考えたり。又は多念でなくては往生できないと理解する者が出て、後には一念義・多念義など諸義の確立にまで展開される事となる。それ故、今は一念・多念の偏執をめぐる問題にしほつて考察してゆきたい。

まず、前述の彈壓と關係する最初の史料は、元久三年の興福寺重訴に見ゆる「法々房者立一念往生義」とある記載である。この法本房行空は二月三十日の宣旨に「沙門行空、忽立一念往生之義、故勸十戒毀化之業、恣誘餘佛願、還失念佛行」とあり、一念往生の義に立ち敢えて破戒を恣にしたため、周囲からの勧めもあつてか、源空は行空を弟子中から追放した。しかし、翌年いわゆる承元の法難によつて源空自ら配流に處せられる事となつたが、その配流以前における一念義關係の史料を求めるに凡そ次のようにある。

(1) 建久二年(九一三)三月十三日東大寺十問答(錄卷下語燈)

錄拾遺卷下語燈

問、攝取ノ光明ハ、一度テラシテハ、イツモ不退ナルト申人ノ候ハ、一定ニテ候カ

答、コノ事才ホキナルヒカ事也、念佛ノユヘニコソテラスヒカリノ、念佛退轉シテノチハ、ナニモノヲタヨリニテテラスヘキソ。サヤウニテアルナラハ、念佛一遍申サヌモノヤハアル、サレトモ往生スルモノハスクナク、セサルモノハオホキ事、現證タレカウ

これは十問答中の第八問答であつて、その間に「一度テラシテハ、イツモ不退ナルト申人」とあるところから推せば、當時、念佛一遍申すことによつて常に不退になると理解する者のいた事を知りうる。

(2) 源空より基親への返信

西方指南記卷下本  
古本漢語燈錄卷十

本願ヲ信セサルナリト申ス。基親コタエティハウク、念佛一聲ノホカヨリ、百返乃至万返ハ、本願ヲ信セストイフ文候ヤト申ス。……〔中略〕……〔源空〕……シカルニ近來一念ノホカノ數返無益ナリト申義イテキタリ候ヨシ、ホ、ツタヘウケタマハリ候、勿論不レ言ノ更カ、文義ヲハナレテ申人ステニ證ヲエ候カ、イカム。モトモ不審ニ候。マタフカク本願ヲ信スルモノ、破戒モカヘリミルヘカラサルヨシノ更、コレマタハセタマフニモオヨフヘカラサル更カ。附佛法ノ外道、ホカニモトムヘカラス候、オホヨソハ、チカユロ念佛ノ天魔キオイキタリテカクノコトキノ狂言イテキタリ候カ、ナホサラニアタハス候。恐々謹言

八月十七日

この返信は平基親に差出されたものであるが、初めに基親よりの書状がある。それによると、一念往生の者は本願を信ずるが故に一念で事足りるとして多念の無益を主張したのに對し、基親は其のような義を經釋の文に見る事が出来ないし、更に一念偏執者が「念佛者女犯ハヽカルヽカラス」と言うのに強く反対した事を源空へ報告している。而も、その内容によると基親は但信の稱名相續の立場において一念義と相い對している事が知られる。かくて、この

報告に接した源空は基親の答を喜ぶと共に、さらに「近來一念ノホカ數返無益ナリト申義」の一念義出來について、「不足言ノ更」として「附佛法ノ外道」と之を評している。ところで、ここに注意しなくてはならないのは、一念義の主張は本願を信する點を強張する餘り稱名の相續を否定する事である。即ち、それは本願を信する（信）ことを立てる爲に念佛を申す（行）を一念以外すべて廢するという立場である。

### (3) 源空より光明房への消息

(西方指南抄卷下本)  
和語燃鏡卷四)

一念往生ノ義、京中ニモ粗流布スルトコロ也、オホヨソ言語道斷ノコトナリ。マコトニホトオト御問ニオヨフヘカラサルナリ、證スルトコロ、雙巻經ノ下ニ乃至一念信心歡喜トイヒ、マタ善導和尚ハ上盡一形下至十聲等定得往生乃至一念無有疑心トイエル、コレラノ文ヲアシソ、ミタルトモカラ、大邪見ニ住シテ申候トコロナリ、……(中略)……ワカイフトコロモ信ヲ一念ニトリテ念スヘキナリ。シカリトテ、マタ念スヘカラストハイハストイフ

ここにいう光明房とは、奥書の記載によれば越中國に住し、かつ幸西の弟子である事が知られる。師の幸西は、承元の法難に際して遠流に處せられるところを證空と共に無動寺の大僧正が申預る事によつて配流をまぬがれているが(歎異抄奥古德傳七)、そののち貞應三年七月五日付の綸旨によれば、山徒の鬱訴により隆寛・空阿と共に遠流に處する旨を載せ、嘉祿の法難には壹岐配流と決り、阿波で往生を遂げたと傳える(法水分)が、その間に讃岐地方を經廻して念佛を勧進していたようである(念佛行者)。したがつて、源空の晩年以向、專修念佛の張本として活躍し、かつ京師和尚類聚傳一卷や玄義分抄一卷などの著書よりうかがうと、天台教義の止揚による獨特な念佛義を開拓するもので、それは先學も注意される如く簡単に一念の邪義と評する事は出來ない。しかし、その念佛義の表現にあたつては種々の誤解をまねいた如く、弟子中には幸西が多念を否定した一念往生を説いたとして多念相續の者を侮り、さらには一念の上には

惡行憚りなしとして所謂惡無碍を骨張する者を出したようである。かくて、これらの一派は同じ念佛者達からも警戒された事は、例えは明月記の寛喜二年四月十四日の條に

一日嵯峨念佛、請聖覺法印、供養善道像、公棟敦通以下入道成群縮坐<sup>(尊)</sup>、狹小之座之中、常覺弟子教脫<sup>(ダム)</sup>「一念宗」之入其中、座狹而不安坐之間、超公棟肩入道場、人雖屬自說法了、件教脫禮讚無指事、法印退歸云云

とある事より知られよう。なお右に常覺とあるのは成覺すなむち幸西の事で、その弟子の教脫については他に史料を見ないので詳にする事が出来ないが、ここに「一念宗之長」と註され、法水分流記には同じく門弟の薩生に「住山門立一念義」と誌されているから、幸西の一流は其の門弟達によつて一念の邪義を展開させる事となつたようである。

かくの如く一念往生の偏執に關し、主として事件にもとづいて考察してきたが、元久三年の興福寺重訴によれば、行空と共に遵西が「勸進諸人」の故に問題となり、興福寺五師の申告<sup>(三)長記元久(二)二二)</sup>には遵西と共に住蓮も問題にされてゐる。この遵西・住蓮の兩人は念佛勸進に高聲念佛を數多く稱えた<sup>(行狀繪圖三三)</sup>ことは、そののち一念に對して多念の偏執をうながす事となつたようである。かくて貞應三年の山門上奏文によれば、「源空雖々沒末學興く流、更分ニ一念多念之門徒ニ」(第一條)と、聖道門側よりみれば、源空滅後の淨土宗教團は一念・多念の兩門徒に分けられる程に兩派の對立があつた事を知りうる。しかし多念派は前時代からの不斷念佛の流行にもとづき、更に「多念ノ純本」<sup>(明義進)行集二</sup>といわれる空阿彌陀佛が善導の忌日を三月十四日と定めて一晝夜の念佛を修する慣習<sup>(平戸記)寛元(二)三四</sup>を育てた等により、多念派の念佛が時代の主流をなして、一念往生の一派は既述の如く邪執として漸次壓迫されていつたようである。ただ、この兩派の諍論は可成り長く問題をかもした事は、次の二、三の例によつて明らかであろう。

(a) 後鳥羽院聖覺法印參上たりけるに、近來專修のともがら一念多念とてわけてあらそふなるは、いづれか正とすべきと御た  
源空門下における念佛義の展開

づねありければ、行をば多念にとり、信をば一念にとるべき也とぞ申侍ける、  
（古今著聞集二）

（b）念佛ノ行ニツキテ、一念多念ノアラソヒ、コノコロサカリニキコユ、コレハキハメタル大事ナリ、ヨク／＼ツ、シムベシ…

（一念多念分別事）

（c）京ニモ一念多念ナントマフスアラソフコトオホクサフラフヤウニアルコト、サラ／＼サフラフヘカラス

（親鸞聖人御消息集六）

このうち(c)は建長中頃の消息と考えられるから相當後まで尾をひいたものと思われる。

ところで、このような一念・多念の諍論は、實は行の立場における偏執であつて、その行が據つて立つ信の鮮明化は源空滅後、その門下に残された課題である。このような中にあつて聖覺の唯信抄および隆寛の一念多念分別事の如きは、一多の諍論が生んだ初期の解答書と言う事が出来よう。而も信瑞が傳える「吾力後ニ、念佛往生ノ義スクニイハムスル人ハ、聖覺ト隆寛ナリト云々」（明義進  
（行集三））といふ言葉によれば、以つて聖覺・隆寛が源空の念佛往生の義を一念・多念に偏せず素直に傳えたものとして注意される。

以上、一念・多念の偏執をめぐり思考をほしいままにしてきたが、要するに、それは源空の説かれる念佛往生の教が直截簡明にして、而も包容性を有する事によると窺える。即ちそれだけに師としての源空の存在は大きいと言わねばならない。したがつて、建暦二年の源空入寂は門下にとつて闇夜に明燈を失うにも似た悲しみを感じさせ、特に「釋尊唱ニ滅、聖人唱ニ滅、彼者二月中旬五日也、此者正月下旬五日也、八旬何歳哉、釋尊唱ニ滅、聖人唱ニ滅、彼八旬也、此八旬也」（源空聖人私日記・西）と傳える記事からすれば、その入寂は釋尊の入滅にも比せられている。かくて、その中陰には恩顧を受けた人々が集り、大谷において嚴かに佛事が勤められた（法然上人傳記八上・行狀繪圖・三九など）。しかるに、その後

における報恩の佛事に關しては表面立つて行われたという記録をみない。これは當時、聖道門とくに天台宗からの彈壓下にあつた事によるものであろうか、かえつて各所で密儀に行われた事の一つとして

或曰、去貞應三年正月二十五日、比丘尼淨意<sub>聖覺</sub>爲法然上人第十三周忌辰報恩、書淨土依憑經論、於二尊院開題供養、導師聖覺云先師法印示予云見<sub>聖教</sub>時、先雖不委粗見一遍可<sub>明義門</sub>也云々  
(觀經散善義傳通記三の奥)

とある良忠の記錄を求めることが出来る。右の貞應三年(元仁改元)とは正しく源空の十三回忌に相當し、その忌日に聖覺の妹が嵯峨二尊院で報恩佛事を營んだ事を知り得る。

ところで、十三回忌の佛事といえば當時において年忌のうち最も叮重に行われていたもので、したがつて元仁元年は源空を思慕する門弟にとつて忘れがたい年であつたと思われる。しかも當時、釋尊の入滅が周の穆王五十三年壬申に當ると信じられ(興福寺國論卷上・教行信證坂東本には五十三年とある)、源空の寂年(建暦)が同じ壬申であり、更に其の十二年後の申年は丁度十三回忌に當る事において、この元仁元年こそ遺弟達の深く銘記せねばならぬ年であつたと思われる。

- ① 安井廣度『法然聖人門下の教學』一七〇~一八二頁・石田充之『日本淨土教の研究』の第三編第三章・神子上惠龍「宗祖と法然門下との思想交渉」(龍谷大學論集三五七)
- ② 拙稿「親鸞消息の研究」(印度學佛教學研究二ノ二)
- ③ 十三回忌佛事は極めて多いが、二、三をあげると、建保二、五、八の高倉天皇十三御忌(門葉記)・寛元元、一〇、一一の土御門天皇十三回忌(増鏡)など朝庭に關するもの、入道信西の十三年の佛事(沙石集)天福元、八、一五の從三位棟子十三年忌(明月記)・嘉禎二、九、一六の慈圓十三廻追善(門葉記)など

## 小 結

源空によつて説き示された念佛往生の教は「愚鈍ノ身」(一枚起 請文)の齊しく救われる法であり、その口稱の念佛は行として修し易いと共に諸行に勝れたる選擇本願の念佛である。かかる念佛の要義は選擇集に極めて直截簡明に述べられている。而して此の直截性が當時、聖道諸宗において問題となつて種々に亘る批判をうけ、更には彈壓へと進展してゆき、その彈壓下における門下の胎動について少しく窺つてみたが、更に門下の念佛義については以上の如き縁由にもとづいて展開されて行くものようである。このようにして、門下における多くの分流が行われるようであるが、その分派形成については法水分流記をはじめ蓮門宗派・宗派流傳などの系譜資料によつて概観されうる。このうち、法水分流記一卷(大谷大學には元祿九年匪空の書寫本。西山派明空の手澤本)は永和四年(七八)西山深草流の靜見によつて編集されたもので最も古いものであるが、それによれば、門下を白川門徒・多念義・鎮西義・一念義・大谷門徒・嵯峨門徒・西山義・紫野門徒・九品寺義と四門徒・五義に分けている。この門徒と義との分類は留意すべき事で、源空が「様ナキヲ様トス」・「義ナキヲ義トス」と諭された趣旨から推考すると、學文沙汰に及ぶ諸義の展開は、かえつて念佛を概念化し、遂には念佛往生の眞意を失うに至るものではなかろうか。